総務文教常任委員会記録

平成28年3月10日

【開催日】　平成２８年３月１０日

【開催場所】　第２委員会室

【開会・散会時間】　午前９時～午後４時４２分

【出席委員】

委　員　長	河　野　朋　子	副 委 員 長	中　島　好　人
委　　員	大　井　淳一朗	委　　員	岡　山　　明
委　　員	河　﨑　平　男	委　　員	笹　木　慶　之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副　議　長	三　浦　英　統		

【執行部出席者】

総務部長	中　村　　聡	消防課長	山　本　　晃
消防課主幹	末　永　和　義	消防課消防団係長	松　岡　賢　吾
総合政策部長	芳　司　修　重	公営競技事務所長	上　田　泰　正
公営競技事務所主任	中　村　潤之介	公営競技事務所主任	山　田　幸　生
総務部次長兼総務課長	大　田　好　夫	総務課主幹	幡　生　隆太郎
総務課法制係長	野　村　　豪		
人事課長	城　戸　信　之	人事課主幹	辻　村　征　宏
人事課人事係長	山　本　満　康		
教育長	江　澤　正　思	教育部長	今　本　史　郎
学校教育課長	笹　村　正　三	学校教育課主幹	下　瀬　昌　巳
学校教育課主査兼学務係長	古　屋　憲太郎		

総合政策部次長兼企画課長	川　地　　諭	企画課主査	村　田　　浩
企画課企画係長	杉　山　洋　子		
教育総務課長	尾　山　邦　彦	教育総務課学校施設係長	池　田　哲　也
教育総務課学校施設係主任	山　本　雅　之		
社会教育課長	和　西　禎　行	社会教育課主査兼青少年係長	臼　井　謙　治

【事務局出席者】

事務局長	古　川　博　三	主査兼議事係長	田　尾　忠　久

【審査内容】

１　議案第５３号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防）

２　議案第２３号平成２８年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について（公営）

３　議案第２７号山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について（総務）

４　議案第２８号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（総務）

５　議案第２９号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について（総務）

６　議案第４６号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について（総務）

７　議案第３０号山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

８　議案第３１号山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

９　議案第３２号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

１０　議案第３３号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

１１　議案第３４号山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

１２　議案第３５号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（人事）

１３　議案第３６号山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（人事）

１４　議案第４５号山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校教育）

１５　議案第４７号新市建設計画の変更について（企画）

所管事務調査　埴生公共施設の再編について

１６　閉会中の調査事項について

午前9時開会

河野朋子委員長　おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査内容の1番、議案第53号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について執行部より説明をよろしくお願いします。

山本消防課長　おはようございます。議案第53号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、平成28年4月1日より施行されることに伴い、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。条例附則第5条第2項の傷病補償年金と障害補償年金等が支給される場合の調整率の改正で、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」による傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0．86から0．88に改正するものです。また、特殊公務災害に係る傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を、0．91から0．92に改正するもので、障害等級が第1級、第2級の場合は、それぞれ0．90から0．91、0．90から0．92に改正するものです。附則第5条第5項は、休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0．86から0．88に改正するものです。改正条例による改正後の条例附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行することとし、経過措置につきましては、施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるものとしています。なお、現在当市におきましては、この傷病補償年金及び休業

補償の適用を受けている消防団員等はおりません。以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　ありがとうございました。それでは質疑を受けます。質疑はありますか。

中島好人副委員長　最初に言われた消防団員等、「など」ですけどもその「等」に関わる業務とはどういうものが考えられるんでしょうか。

山本消防課長　消防団及び水防団等という意味でございます。

中島好人副委員長　先ほどのパーセント、０．86から０．88とか言われたんですけど、金額的に例えば０．86のときはこれぐらいだけど、０．88のときはこれぐらいというのは額としてその辺のところは分かりますでしょうか。

山本消防課長　いろいろなケースがありますので、一概に幾らという金額の算定は非常に難しいと思われます。

岡山明委員　この議案は非常勤消防団員等のということで、水防団もいらっしゃるということはあるんですが、常勤の消防団とはちょっと違うんですかね、非常勤と書いてあるんですけど。その縦分けと言ったらおかしいんですけど。

山本消防課長　消防団のことを一応非常勤消防団というふうに言っております。常勤の消防団という意味合いでございます。（発言する者あり）

河野朋子委員長　発言をもう一回整理します。正式に発言してください。

岡山明委員　僕がちょっと消防、常勤と非常勤の縦分けをちょっともう一度詳しく。

河野朋子委員長　常勤と非常勤のことについて分かりやすくお願いします。

山本消防課長　常備の消防がないときには常備の消防団ということになりますけど、常備消防がいる場合は非常勤の消防団というふうに捉えております。

河野朋子委員長　分かりましたか、今ので。

中島好人副委員長　消防団の話で出ましたんで、議案そのもののあれではないんですけども、今の消防団の年齢構成とか消防団の状況っていうのは、今どういうふうな状態になっているんでしょうか。人数の確保とか。

河野朋子委員長　議案と少しそれますけど、人数がもし分かるようでしたら答えていただいていいですし、無理なようでしたら。

山本消防課長　現在消防団員につきましては、平成28年の2月1日現在で422人、うち女性消防団員が18人という状況でございます。年齢につきましては、平成27年の4月1日でございますが、平均年齢が42歳という状況でございます。失礼いたしました、平均で44歳という状況でございます。

河野朋子委員長　それでは議案に関して何か質疑は。

笹木慶之委員　さっきの公務災害の関係がもやもやして委員会記録がこれじゃあ残せんと思って僕が確認しますけどね、常備消防は公務災害補償法の適用ね、あなた方についてはね、そして消防団員は全部非常勤ですから、非常勤で今説明あったこの分に該当するということなんですね。

山本消防課長　そのとおりでございます。

岡山明委員　今非常勤の形が今回改正になったと。消防署のほうの形の待遇は進められておるという形なんですか。今回消防団なんでしょうけど、非常勤の。常勤のほうの形の・・・。

河野朋子委員長　常勤についてはここでは取り扱いませんので。ここの部分では今消防団員に係ることについて議案に出されていますので、この件について質疑はもうよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切りまして、討論に入ります。討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はなしということで本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

（職員入替え）

河野朋子委員長　それでは、審査番号2番にいきます。議案第23号平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について審査をいたします。執行部の説明をお願いいたします。

上田公営競技事務所長　よろしくお願いいたします。それでは議案第23号平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について説明いたします。それでは、まず予算説明書の2ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ84億9，949万2，000円とし、第3条では、前年度と同額の、一時借入金の最高額を30億円としております。次に、事項別明細書で説明します。歳入は12ページから15ページです。まず、12ページ、13ページについて説明します。1款競走事業収入1項事業収入1目入場料収入 1 節入場料収入412万5，000円は、特別席入場料収入です。2目1節勝車投票券発売収入80億3，041万円は、返還金の1億円を含んだ額です。3目勝車投票券発売副収入は、前年度と同額を計上しています。1節勝車投票券発売事故収入20万円、2節勝車投票券払戻買戻事故収入5万円、3節勝車投票券払戻時効収入1，000万円、4節勝車投票券買戻時効収入20万円です。4目入場券発売副収入、1節入場券発売事故収入は、1，000円です。次に1款競走事

業収入2項事業外収入1目諸収入1節雑入3億3，612万4，000円について説明します。オートレース活性化推進事業助成金500万円は、オートレース開催に係る広告宣伝、ファンサービス、調査研究等の事業に対する助成金です。雑入は106万円計上しております。主なものは、場外場の川口場の従事員の健康保険料印紙代の個人負担分100万円になります。また、場外発売事務協力収入を3億1，506万4，000円計上しており、これは場間場外発売予定の300営業日について、当該節の売上合計金額にあらかじめ定めた率を乗じて得た額から銀行業務手数料経費を差し引いた残額を合計したものです。選手会部品庫会計貸付金返戻金1，500万円は、年度当初に貸付金として支出したものを、年度末に返戻精算するものです。次のページ、14ページ、15ページについて説明します。1款競走事業収入3項財産収入1目財産運用収入は、1節土地建物貸付収入714万2，000円です。土地貸付収入として1万5，000円、建物貸付収入の712万7，000円です。2目利子及び配当金1節利子及び配当金は20万5，000円で、財政調整基金預金利子を5万5，000円、施設改善基金預金利子を15万円計上しております。2款国庫支出金1項国庫補助金1目競走事業費国庫補助金1節事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の931万8，000円です。これは、レース場耐震補強工事実施設計業務委託事業に対する国庫補助分であり、対象事業費の2分の1になります。3款諸収入1項市預金利子1目市預金利子は、1万円計上しております。4款繰入金1項基金繰入金1目山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金1節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金5，170万7，000円は、3，835万7，000円をリース料の支払いに充て、また1，335万円は耐震補強工事実施設計業務委託事業に充てることとしております。2目小型自動車競走事業財政調整基金繰入金1節小型自動車競走事業財政調整基金繰入金5，000万円は、予算上取り崩すこととしているものです。

次に、歳出は16ページから23ページまでです。まず、16ページ、17ページについて説明します。1款競走事業費1項総務管理費1目一般管理費3，114万4，000円は、一般管理業務に要する費用で、2節給料1，554万8，000円は職員4人分の給料です。3節職員手当等は830万円、4節共済費は526万7，000円です。9節旅費150万円と10節交際費10万円、それから14節使用

料及び賃借料20万円のうち、通行料を2万6，000円計上しています。機械器具借上料17万4，000円は公用車のリース代です。19節負担金、補助及び交付金は職員福祉費2万4，000円、25節積立金20万5，000円は小型自動車競走事業財政調整基金積立金、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金の利子分を計上しています。次に、1款競走事業費2項1目事業費22億3，914万4，000円について説明します。18ページ、19ページを御覧ください。3節職員手当等327万円、4節共済費940万円、7節賃金5，456万円は山陽本場に伴う場外発売に伴う費用です。11節需用費は、20万5，000円で、12節役務費4，511万1，000円のうち保険料16万7，000円は、昇降機賠償責任保険料、車両建物共済保険料です。ほかに競走車運搬費を1，642万円計上し、銀行業務手数料は、当市本場開催分と場外発売を受託した時の送金分を合わせての2，851万4，000円です。次に、13節委託料10億9，025万1，000円のうち、設備保守委託料は、自家用電気工作物保安管理業務委託料で98万4，000円、選手宿舎管理委託料で2，690万3，000円計上しております。競走会業務委託料2億943万3，000円は主に西日本小型自動車競走会への委託料です。包括的民間委託料は6億5，000万円で計上しております。電話投票業務委託料は3，719万9，000円です。インターネット投票業務委託料1億3，928万4，000円は、民間ポータル会社3社にインターネットでの車券発売を委託することによる業務委託料です。場外発売運営委託料2，644万8，000円は、2月19日に開設したオートレース宇部に対する運営経費です。14節使用料及び賃借料3，835万7，000円はリース料支払いです。平成25年度に各年度平準化しましたが、JKA交付金猶予分の支払いがある平成28年度と29年度について、この期間だけ半分の額で調整したことによるものです。19節負担金、補助及び交付金9億9，338万円のうち、JKA交付金3億208万5，000円は、特例交付金交付額1億3，000万円を含めた額です。選手参加旅費は2，328万円計上しています。また、選手共済会分担金を2，660万5，000円、電話投票センター運用経費負担金を5，607万3，000円計上しております。場外発売事務協力費は5億8，087万5，000円です。山口県暴力追放運動推進センター賛助金30万円、公営競技納付金1万円は前年度と同額の計上です。全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、415万円計上し

ております。20ページ、21ページを御覧ください。電気料金負担金は、2，000円計上しています。22節補償、補填及び賠償金61万円は補填金を、また27節公課費400万円は、消費税及び地方消費税を計上しています。2目賞典費5億700万円は、8節報償費、報償金300万円、選手賞金5億400万円で、選手賞金制度の改変に伴う減額分であり、前年度予算と比較して約6，700万円減額しております。3目勝車投票券払戻金22節補償、補填及び賠償金勝車投票券払戻金は55億5，972万5，000円です。4目勝車投票券返還金22節補償、補填及び賠償金勝車投票券返還金は1億円で前年度と同額です。5目公営競技対策費21節貸付金、選手会部品庫会計貸付金1，500万円は前年度と同額計上です。6目施設改善費3，266万8，000円のうち12節役務費の手数料82万1，000円と13節委託料の設計委託料2，184万7，000円は、耐震補強工事実施設計業務委託事業の関係費です。次に22、23ページを御覧ください。15節工事請負費1，000万円は、地域公益事業を行うための予算の枠取りで前年度予算と同額を計上しております。2款公債費1項公債費1目利子23節償還金、利子及び割引料30万円は、場外発売に伴う払戻準備金の他場の資金の一時借入金利子を計上しています。3款1項1目予備費として1，451万1，000円を計上しております。以上、歳入歳出それぞれ84億9，949万2，000円を計上しております。

次に、お配りしておりますB4の資料の説明をいたします。1ページを御覧ください。開催に係る収支の歳入については、勝車投票券返還金1億円含む勝車投票券発売収入80億3，041万円、場外発売協力収入3億1，506万4，000円などの①歳入合計83億8，826万2，000円になります。歳出については、勝車投票券払戻金、JKA交付金などの②義務的経費57億3，182万円、競走会業務委託料、場外発売事務協力費、選手賞金などの③開催経費19億2，116万6，000円で、⑤の包括的民間委託料は6億5，000万円になります。開催外に係る収支として、財政調整基金の繰入れは、地域公益事業へ充当する1，000万円を含めて5，000万円としています。施設改善基金繰入金5，170万7，000円は、リース料と耐震工事実施設計委託料の支払いに充当するものです。小型会計歳入歳出の全体の収支として、1，451万1，000円となり、JKA交付金猶予の交付いわゆる返済1億3，000万円、リース料の支払い3，835

万7，000円の債務解消を含めた、3つの債務解消額は、1億8，286万8，000円となります。続きまして2ページを御覧ください。平成28年度の開催レースとして、前年度平成27年度の開催日数46日に2日加えた48日となっています。特色としては、これまでの開催では、普通開催のほとんどが、平日開催でした。また、26年度ではGⅡライジングカップでリレーナイターでの併売、平成26、27年度での8月開催は10R制によるリレーナイターでの併売でした。それぞれどうしても併売ということで、山陽での本場開催での売上げが少しこのリレーナイターの影響を受けるということでした。しかしながら、平成28年度においては、GⅡ開催や8月開催は単独開催となっています。それから、平成28年度開催総日数48日のうち普通開催は23日で、このうち土曜日、日曜日、祝日の休日が7日あります。4月開催で2日、9月開催で3日、ここでは22日木曜日祝日から日曜日まで4日間のうち3日間休日、11月でも2日あります。休日開催においては、レース自体の企画や多彩なイベント等によって、入場者増並びに売上増が見込まれると考えております。また、来年3月での特別GⅠプレミアムカップにおいても、土曜日、日曜日に続いて3日目は休日となりますので、これらが売上増に大きくつながると判断しております。こうした日程調整は、JKAや他の施行場との度重なる協議によるものであり、今後、更に連携を深めて、業界全体での活性化に取り組んでまいります。また、競輪場外場のサテライトにおける発売箇所の拡充においては、平成24年度では2か所であったものが、その後11か所増えています。山陽場においても、宇部市の防府競輪の場外発売場のサテライトにおいて、今年2月19日から、山陽オートが管理施行者となって開設しており、現在では全部で14か所となっています。こうしたサテライト場での販路の拡大についても、業界全体の取組として、進めてまいります。3ページ、4ページについては、3ページについては平成27年度、去年の4月1日から今年の2月29日まで、ということでまだ3月の開催分が入っておりません。そういった形で売上額が約61億9，989万7，600円と出ております。今現在の売上げの状況が出ております。本場開催の売上げの構成は現在10．24％。場外売上額の場間場外49．43％、これは川口、伊勢崎、飯塚、まだ船橋がございますが、浜松といったほかの5場の売上げの構成比でございます。専用場外というのが、いわゆるサテライト場での売上げの分になります。それから4ページがその前年度、

平成26年度の売上げの状況でございます。山陽場においては、46日の開催ということで、69億が出ております。以上が資料の説明でございます。

河野朋子委員長　ありがとうございました。それでは少しちょっと仕切ったほうがいいですかね。全体というよりは少しずつ質問を受けたほうがいいと思いますので。まず歳入のところから行きますか。歳入の予算書でいけば12、13、14、15。歳入のページについて12、13、14、15まとめていいですから、12、13、14、15までで質疑を受けます。何かあればお願いいたします。

岡山明委員　14ページの中の国庫支出金、2款1項1目この国庫補助金の中で931万8，000円、これ耐震の形で国のほうから2分の1出ているという形でよろしいんですかね。耐震の調査した場所ですね、それどの辺かというのを確認したいんですけど。

上田公営競技事務所長　これについては、レース場の東西のスタンドがございます。特席を含めたスタンド、それからずっと西側に向けてセンターホール含めた、そうした部分の東西スタンド、それともう一つ西側に投票センターというのが二階建ての建物ございます。2階に発売のコンピュータというか中枢部分があるんですが、そこの建物が耐震工事の対象になりますが、社会資本整備総合交付金、国庫補助の対象となるのはこのうち東西スタンドの部分、それに対する部分の2分の1ということになっております。

岡山明委員　それ以外は国の基準外ということで出ないんですけど、耐震調査自体はその部分で大体終了という形で耐震の分は終わりという形でいいんですかね。

上田公営競技事務所長　今の東西スタンドと投票センター、この分が耐震の、改修の対象というふうには考えております。

岡山明委員　ほかの建物は該当しないということで、耐震調査自体はこれで全て終了という形で了解してよろしいですか。

上田公営競技事務所長　こちらのほうもそのように捉えております。

笹木慶之委員　13ページの諸収入のところの選手会部品庫会計貸付金返戻金1，500万ありますよね、歳出で当然1，500万ほど貸し出すということですよね。これは必ず貸したものはその年度にきちんと返してもらうと、選手会に資金を貸して選手会が部品を購入するときの運転資金とするということで選手のほうから選手会にお金を入れて、部品庫会計にお金を戻していって返戻するという形ですね。そういう仕組みですね。

上田公営競技事務所長　今笹木議員が言われたように、これは毎年度精算するものでございまして、選手会が管理運営する部品会計への貸付けに対する返戻金で毎年度当初に同額支出し、年度末に同額を収入して精算するものでございます。

河﨑平男委員　歳入全体的でよろしいですか。

河野朋子委員長　歳入全般でもいいですよ。

河﨑平男委員　先ほどの資料の2ページで平成28年度開催レースの関係で、休日開催が増えて入場者数、売上げ増が見込まれるということでありますが、宇部にサテライト場を設けたら宇部のファンというのがたくさんいらっしゃるんですが、本場に通われるということになりますか。

上田公営競技事務所長　サテライト宇部いわゆるオートレース宇部の状況については、今年2月19日から開設しております。お客さんの状況を見ても開設当初から私たちも視察に行って、日写の職員も行って、実際どれだけうちに今来ているお客さんが行っているのかそういうのもある程度お客さんを見て私もそれなりに分かる部分もあるんですが、それからサテライト宇部の職員に聞いても影響としてはないかと言われると幾らか当然サテライト宇部に行くお客さんもあります。とこ

ろが開設当時もそうですけどどちらかといえば普段よりも山陽場が売れている状況もございました。ただ普通の平日でいくと多少何か影響を受けている部分もあるやに思いますが、それ以上にサテライト宇部で売れている状況がございます。平均単価で多いときには200万以上売れている状況で、今平均でも1日当たり140万から150万というところで推移しております。これについてまだ本場開催が来週からございますが、うちのほうの判断としてはお客さんのいろんな声、ある程度リサーチしておりますけど、今ずっとサテライト宇部で買ってる方のお客さんの多くは本場開催があれば山陽本場に行くと、しかしながら普段はなかなか行けないから場外発売、今までは近くに競艇もありましたし、競輪もあったので買っていると。ところがオートレースが売ることがあそこでできるようになったので、自分たちはそのように行くんだという声も多く聞いております。というところである程度リサーチはしていきますが、そういったところで影響はないかといえば幾らかはあるかもしれませんが、その分以上にオートレース宇部で売っている部分もありますので、そうした収益部分も考えて相当の効果があると考えております。28年度のオートレース宇部での売上げの試算も1日当たり50万円というところで毎日の50万円、本場開催も含めて平均50万円というところで試算しておりますけど、今のところ1日当たり140万から150万というところでかなりの部分でプラスアルファのところでオートレース宇部が発売していただいているという状況にありますので、今後お互いに活性化しながら総売上げを伸ばしていきたいと考えております。

中島好人副委員長　最初の入場料の収入の件なんですけども、額としては412万ですよね。ちょっと前もレノファの選手との交流とかその前は選手で学校に行って話するとか、レース場を使っていろいろな事業もされていて、この間努力されていることはよく分かるんですけども、この間の入場者の推移とこの間の入場料の収入の推移ですね、動向というかその辺のところが分かれば一つお願いできたらと思うんですが。

上田公営競技事務所長　先日行いましたレノファとのイベントございますが、こうした部分の入場料収入とか全く別の部分で、例えばマラソン大会もそうですけどあちら

は競走会のほうから入ってますから全く発売に関わる入場とは全く別物として捉えております。ここの入場料収入というのは特別席、いわゆる特観席の部分でございますので、場外は無料でございますし、本場開催においても下のセンターホール等で購入するときのお客さんは無料に今なっております。ここは特別席、今240人程度入れるところになっておりますけど、そうしたところに対する規則で定める500円の分の入場料でございますので、そういうところで分けております。

笹木慶之委員　開催日数の関係と売上げの効率化といいますか、効果の問題についてお尋ねしますが、船橋の関係で2日増えたわけですよね。まず1点は船橋が57日でしたかね、これの各場の配分というのは今までの開催実績に基づいた単純なあん分配分なのかということがまず1点ですね。

河野朋子委員長　1点ずつ行きましょうか。今の開催日数の配分。

上田公営競技事務所長　平成27年度、今年度は船橋場ございますが、全部で465日あります。そのうち、船橋場は62日で、全体今465日で平成28年度が416日ございます。ということは船橋62日あった分が平成28年度は49日減って、残りの船橋の62日のうち13日を新しい年度、平成28年度から残された5場でシェアしております。川口が平成27年度107日あったものが、川口がプラス5日で112日になっております。それぞれあと残りの伊勢崎、浜松、飯塚、うちの山陽それぞれ2日増やしております。ということで例えば伊勢崎は今年度86日から88日、浜松は今年度78から80、飯塚が86から88、うちが46から48ということで実績というとあれですけど、川口が一番多いところでございますので、これも選手会を含めた業界の中でいろいろ協議しながらなかなか船橋の62日を全部は受け入れられないという状況が施行者にもありますので、そういったところも含めながらこれも各場も厳しい中で増やせる最大のところというところで船橋分の開催日数の13日を各場でシェアしているという状況です。

河野朋子委員長　じゃあ次の質問お願いいたします。

笹木慶之委員　次に選手あっせんのことなんですが、選手が当然船橋場所属の選手が居なくなるということで、他場に割り振られるということだと思うんですが、その辺りの実績は、実績というか既に分かっちょんでしょうね、ちょっと教えていただけますかね。

上田公営競技事務所長　選手のあっせんについては、今年の4月１日付けで各場に移籍することになります。制度改変に伴う退職ということで退職選手37名がございます。もともと今年度例えば前期でいくと4月から9月までの開催のときの選手数が440、その後今年度の後期が438、で37名減って今現在401ということになっております。移籍先については…船橋の選手がございます67名、この401名の中に67名船橋の選手がございます。浜松にはS級１人、A級６名、B級１人の計８名、伊勢崎はS級４名、A級20名、B級２名の合計26名、川口にはS級４人、A級23人、B級５人の計32名、それから飯塚は1人、これは居住地がそもそも福岡県であったということで移籍になっておりますが、A級１人ございます。この合計が67名ということでこれはもう4月１日付けで移籍することになっております。

笹木慶之委員　結局は地方には移籍がなかったということですが、これはやっぱり選手の意向というか生活実態がそちらにあるからということなんでしょうね。選手本位にものを考えてあっせん地が決まったということでしょうかね。

上田公営競技事務所長　これは選手に対してはアンケートも聴取しておりますが、アンケートも聴取することも踏まえて、JKAが判断していわゆるそういった生活状況、それから各場とのバランス、そうしたものを含めてJKAで決めておりますので、選手の意向というよりはそうした部分で上から決めているという状況になっております。

笹木慶之委員　ちょっと残念に思うのは船橋随分優秀な選手がたくさんいるわけで、全国にファンが多いわけですよね。だから多少なりとも本場に所属してもらうと

大変ありがたかったなと思うんですが、やっぱり地の利がないのかなという気がしたわけです。もう決めたことをどうこういうつもりはありませんが、それはそれとしてしっかり本場でやるときにいい選手をあっせんしてもらって売れるレースを作ってもらいたいというふうに思います。それともう1点いいですか。場外と本場開催のときの収益率の問題です。開催が2日しか増えてないということでがっかりするんではなしに、冷静に考えてみると本場でやる場合と場外、いわゆるよそでやってそれを発売だけやるという場合の収益率の問題ですね。これはどのように考えておられますか。

上田公営競技事務所長　これについては、28年度については収益構造も少し変わってくる関係で一概にはこれだというふうには言いにくい部分もあるんですが、いろいろ経費等も分析してみると、やはり場外発売、いわゆるよそで開催して場外発売しているところでありますと、平均ですけど大体場外発売では600万円ぐらいは売らんにゃいけんのかなという状況がございます。ところが26年度も27年度も少し600万には少し、例えば600万に対して26年度が若干1日当たりでいくと何万か、ほぼ同じといってもいいのかもしれませんけど、27年度は少し少ないかなという状況があります。いろいろ分析するともちろん普通開催の平均の売上げっていうのが300万から350万、そうするとグレードいわゆるよそでやるSG、ＧＩは520万から550万売らなければいけないかなというところの水準があって、それに少し欠けるかなと。その分本場開催の開催等で補っているかなという状況で、私たちも分析したりシミュレーションしたりするところで26年度の69億、あれがあると本場開催の69億と今言いました1日当たりの600万、年間場外の営業日数も年によって違いますが、大体308日から今度は28年度は300日なりますけど、大体18億ぐらいは売らなければならないという状況がございます。その辺が一つ69億若干欠ける部分であってもあれなんですけど、それを下がるとちょっと収支が厳しいかなと。逆に69億を超える状況になると債務の解消というのが非常に有効的になりますので、そういった部分で本場開催の69億それから場外発売の18億台、1日当たりグレードも普通開催も含めて600万というのが一つの分岐点かなと今のところ考えておりますけど、これも28年度入ると少しいろんな部分で変わってくるというところがございますので、その辺りはまた日々

分析して、将来に向けていろいろ考えていきたいと思っております。

河野朋子委員長　よろしいですか。それでは歳入のところでまだあれば。

河﨑平男委員　15ページに建物貸付収入712万7，000円というのが予算計上されておりますが、この部分についてはどういう団体、何社ぐらいおってどのぐらいあるか分かりますか。何社入っちょってんですか。

上田公営競技事務所長　建物貸付収入この中には競走会の事務所、それから選手宿舎もございますが、主に今河﨑委員が言われるのが場内の食堂の関係だと思うんですが、それについては社会福祉協議会の、いわゆる社協の食堂に関わる部分のがございます。それから山陽食堂、それから中村自治連合会が運営する売店の部分、それから情報協会の部分がありますが、そういった部分を含めての年間の収入でございます。これについては、過去数年前から減額の要望がきております。そうした部分の減額の要望に応じて、この山陽オートを運営するにつきまして同じ関係者として食堂のほうも運用がうまくいくようにそういった要望を受けている状況で今減額の状態で建物貸付収入を組んでおります。

河﨑平男委員　そういった中で、どうしても本場の入場者数が減少という中でなかなか建物に入られている業者の方、なかなか難しいと思うんですよね。収益上げるっていうのも難しい中でどうしたらいいかということで先ほど言われた減免っていうかが出されるという状況の中でどねえしたらいいかということは入場者数が増えるのが一番いいんですが、今度この28年度は増えるような状況になっていると思いますが、いかがですか。

上田公営競技事務所長　今河﨑委員が言われたように正にそうでございまして、やはり28年度は休日が多いということで、本場に来るお客さんがある程度見込まれる部分があります。これについてはときどきいろんな場内の業者にも言っておるところは本場の入場者、いろいろ多いとき少ないときございますが、いわゆる最

近の動向でみると土曜、日曜日がいろんな日写の努力もあって、入場者が増える傾向にあると自分では判断しておりまして、なかなか食堂のほうから言われるときもいろいろ盛り上げていこうということにしております。ただ場外発売におきましてもナイターについてはどうしても夜、夕食となるとなかなか昼間の部分よりはなかなかお客さんがあんまり食べられない状況もありますが、そうしたところはナイターは交代で必ずどこかが開いているという状況に、三つが同時に開いている状況はせずにいろいろ調整しております。もちろんSGのナイターとかであればまた調整しながらその辺はこの3社が有効にいけるように調整しております。今後もいろんな取組、いろんなファンサービスの中で今までも過去、この3社によるいろんな料理のコンペティションといいますか、競争といいますか、お客さんに向けていろんな得意な分野の料理を作ってそれにお客さんに食べてもらうというイベントもやっております。ある程度そういったところで業者自身のほうも料理でお客さんを引き付けるようなそういうこともしたらどうかということをこちらの公営競技事務所それから日写のほうからも呼び掛けておる、いろいろ話し合いの中でそういった方向でお互いにレース場を盛り上げていこうということで、各食堂関係者とは話をしている状況でございます。

河﨑平男委員　ありがとうございました。もう一つよろしいですか。本会議の中で売上げ増につながるというような発言もあった中でどういうふうな方向を考えておったんですか。

河野朋子委員長　市長の発言ですね。ちょっと提案をされたというようなことで、何か。そういった発言がありましたがその件でしょ。その件についてもしお答えできれば。

上田公営競技事務所長　たぶん市長が言われたのは、今経済産業省を含めて日本写真判定といろんな取組をしているという部分がございます。これについては、まだちょっと今意思形成の段階といいますか、日本写真判定が考えている今後の新たな取組ということで、いろいろこういう新しい提案ができないかという部分がございます。まだちょっと内容につきましてまだいろんな課題もありますので、

それを整理した中でもちろん報告できる段階になりましたら、議会のほうにも報告してこういうことやりますということは言いますが、今のところちょっとそういうところでいろいろ調整しているところでございます。ちょっとまだ今言える状況ではないところがございますのであれですが、日写のほうも昨日言いましたとおり、今後に向けていろんな考えを持っております。そうしたところでいろいろオートレースの売上げ向上についていろいろ活性化していきたいという方向は変わりません。

河﨑平男委員　そういった中でやっぱり5場が絡んでくるんじゃないかなと思いますので、要するに施行者協議会とかそういうことでどんどん煮詰められたらいいんじゃないかなという気がいたしました。

大井淳一朗委員　先ほど河﨑委員のほうから質問あった建物貸付収入、場内の食堂からということですが、3社の内訳を教えてください。

上田公営競技事務所長　今大井委員から言われた部分の構成ですが、まず社会福祉協議会、これについては社協のほうは月約16万円の12か月分、それから山陽食堂が約19万円の12か月分、それから中村自治連合会が約6万の12か月分ということになっております。

大井淳一朗委員　三つ見ますと大体同じような規模だと思うんですが、中村自治会だけ6万となってますが、これは何か事情があるんでしょうか。

上田公営競技事務所長　主に面積によるものでございまして、うちの貸付要綱に基づいて計算されたものでございます。

河野朋子委員長　ほかに収入のところで。なければ支出に入っていいですか。16ページから行きたいと思います。16、17でありますか。全般でいきますか、どうですか。全体にしますか。それでよろしければ全体、支出全般で。

笹木慶之委員　19ページのさっきありましたけど、歳出でお尋ねしようと思って待ってたんですが、委託料の場外発売運営委託料、オートレース宇部に2，644万8，000円で委託してますよね。ほかのところ13はそういうところ出てないですよね。それはこれJKA関連の売場ではないということからでしょうか。ちょっとそこ教えてください。これだけなぜ出ているのかという。

上田公営競技事務所長　いわゆるここの場外発売運営委託料というのが、サテライト宇部内のオートレース宇部への委託料のみになっております。これは本場開催、先ほど言いました1日当たり50万円の売上げ予想掛ける48日掛けるサテライト宇部に払う料率約15％、これを掛けたものが約370万ですね。それと場外発売、これが300日ございますので、これが2，280万ということでこの合計になっております。

河野朋子委員長　質問に答えていただけますか。

笹木慶之委員　答えがちょっと違うんですが、なぜ宇部だけこの委託料を出しているんですかということ。

河野朋子委員長　ほかの13か所については。

上田公営競技事務所長　いわゆるこれは運営委託というのが今回初めて私たちのオートレース宇部が管理施行になっておりますので、管理施行がこういうふうなことになっております。だから例えば石狩でありましたら石狩の管理施行は伊勢崎でございますので、伊勢崎が予算の形は違うかもしれませんが、委託料等の形で支払うことになっております。だからその料率については先ほど言いましたけどちょっとほかの場については料率は高めになっているかと思います。ただこの料率については少し各場で違うということでなかなかお示しするのは言いにくい部分があるんですけど、このオートレース宇部については商圏等考慮してもちろん設置者と協議して低めに抑えております。

中村公営競技事務所主任　ちょっと補足です。ほかの場にそれぞれくっ付いている管理施行をされている例えば六郷とか、東北地方にもたくさんあるんですけど、これは事務協力費として各施行のほうに一旦払います。そこから先のパーセントは分からないんですけどそこから各設置者等に払う形になっています。場外発売運営委託料は今上田のほうが申しましたようにサテライト宇部に関するものになりますので、山陽で本場をやっている際も場外発売の委託の契約をしておりますので、その料率に基づいてサテライト宇部のほうにこちらから払うと、また山陽が場外を受けているときは同じ開催のところをサテライト宇部さんも場外受けてもらっているので、併せてうちのほうから逆に川口で本場をやっている場合は請求を出して、うちからのパーセントをサテライト宇部に払うのが場外発売委託料、この2種類が入っております。

笹木慶之委員　そうすると確認ですが、19の負補交がありますよね。負補交の中に上から5番目の場外発売事務協力費5億8，087万5，000円がありますよね。だから他場の場外についてはこの中に含まれておるということですね。

中村公営競技事務所主任　そのとおりです。

笹木慶之委員　分かりました。

河﨑平男委員　ちょっとお尋ねいたしますが、レース場の駐車場の関係はどういうふうになっておるかお聞きいたします。

河野朋子委員長　駐車場の件について。これまでの経緯など委員も変わりましたので、駐車場の経緯について少し説明がいただければと思いますが、できますか。

上田公営競技事務所長　駐車場については埴生駅から主に第2駐車場、第5駐車場といいますが、埴生駅から東に向けて駐車場ございます。この部分について一応地権者からお借りして借地料を現在委託料を通して支払っております。あの駐車場の辺りは約600万程度の負担になっておりますけど、毎年支払いをして

おります。これについてはいろいろもちろん公営競技事務所としてもある程度課題としても捉えておりますが、地権者もおるということで、慎重な取扱いをしながら今後に向けて考えるべきところはございますが、まずやはり先ほど言いました入場者増の傾向もあるということで、特に特別ＧＩ、それからＧＩレース等の休日等につきましては、お客さんの利用もあちらの駐車場に止まるところも実際に見ております。そういうところもございますし、もちろん駐車場をオートレース事業そのものについて利用することに努力すること。それからいろいろレース場でやっているイベントであの辺りの駐車場を活用することもございますので、そういったことを含めて有効に活用していけるよう努めていこうと考えております。

河野朋子委員長　経緯は分かりましたかね。経緯というか、今その駐車場を使っているのかどうかとか収容台数がどれぐらいあって、現状がどれぐらいでというようなところがもし分かれば説明していただいたほうがいいと思いますけど。600万何がしか今そこに使っているとか言われてもそれがどこなのかよく分からないと思うんですけど。その辺少し説明していただければと思いますが。

上田公営競技事務所長　先ほど言いました埴生駅から東側の土地の部分でございますが、いわゆるこちらのほうの部分、それからレース場のすぐ下等ございますが、そういったところは全部借地になっております。これについて合計約600万程度の支出になっているところでございまして、大体第2駐車場、第5駐車場含めて約1，100台収容の予定、それからレース場のすぐ東側に下のほうにございますが、これ第一駐車場っていうんですけど、そこが大体600台というところで大体1，700台のところがございます。ただこれについては本場開催、特に埴生の東側のほうの第二、第五駐車場のほうについてはなかなか普段の普通開催については平日ではなかなか埋まることはないんですが、先ほど言いました特別ＧＩとかＧＩレースの土曜日、日曜日のときにはある程度は止まっているところがございます。全くここがなければあれなんですが、オートレース事業を続けていく限りはこうした部分の駐車場の活用は維持していきたいとは考えております。

大井淳一朗委員　まず1点目は今説明されましたけれども、図面とかどれだけ負担というかその辺の内訳も含めた資料の提出を求めたいと思います。よろしいですか。

河野朋子委員長　それはできますね。また準備していただいて。以前の委員会でも出していただいてますから。またその辺は図面等はお願いできますか。

上田公営競技事務所長　またそれは改めて提出させていただきたいと思います。

大井淳一朗委員　それともう1点ですね、先ほど上田所長は600万といわれましたが、私資料恵与してもらったものを見ると934万5，550円となってるんですけど、これはどういう違いがあるんですか。

河野朋子委員長　その辺はいかがですか、数字は。

上田公営競技事務所長　説明不足でした。話の対象となっている第2駐車場、第5駐車場で600万ということで、あともろもろ周辺に第1駐車場含めていくと約900万ということになります。

大井淳一朗委員　それらも含めた資料を今度提出していただきたいのと、問題は地代が934万、年間ずっと出ていることに対して今後もそうあるべきか、もう買ったほうが早いんじゃないかというぐらい払っておられる。戻すときに全部元地に戻せという契約があるそうなんですけども、果たしてその点も含めてそれも合理的なのかということも含めて今後交渉していく必要が、今もしていると思うんですが、その過程について交渉経緯についてお答えください。

芳司総合政策部長　駐車場につきましてはいろんな課題が確かにあるというふうに考えております。かつて本当に華やかりし頃、夕方になると国道も大渋滞するような、恐らくその頃はこの駐車場も一杯であったんではないかと推察されます。ただ来場者が減少する中で駐車場もかなり無駄ではないかという御意見も確かにお聞きしておりますけれど、その一方でオートレース業界自体がこの一年、二年

で大きく変わってきております。この3月で6場体制が5場体制になるであるとか、場外発売の箇所がどんどん増えていくとかいう中で業界全体として売上げの向上に努めていこうという中で現在取り組んでいるところでございますので、駐車場等々含めて様々な課題があるというのは十分認識はした上で、まずはこの売上げの向上であるとか、オートレース場という施設の活用、限られた人数ということもあるんですが、まずはこれに専念をさせていただきたいと、ただその中でそういう認識は当然持っておりますので、これも併せて検討をする中でまずはそちらのほうに集中をしていきたいというふうに考えております。

大井淳一朗委員　集中という意味がね、そちらだけに力を入れるというね、両方やられるような答弁もあったんですけれども。駐車場については今第5ぐらいあるんかな。その駐車場のキャパですね。一番多いところを想定していてはいけんと思うんですよね。臨時駐車場という活用もありますし、その辺も含めて必要な限りでやっていかないと、売上げ上げるのは当然必要なんですけれども、その一方でこれだけ年間出ていくことが果たして合理的なのかということを考えなきゃいけないんですが、その点どうなっているのかをまずというかやっていかなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

芳司総合政策部長　議員御指摘のことは十分理解しております。ただこういった土地の交渉につきましては、相手のあることということもありますし、長年協力いただいたということもあろうかというふうに思っておりますので、先ほど申しましたようにまずは事業のほうにまずは集中をさせていただけたらということで御理解いただきたいと思います。

大井淳一朗委員　参考までに駐車場の用地の所有者は何人ぐらいいるんでしょうか。

上田公営競技事務所長　第5駐車場の関連で5人です。それから第2駐車場がそれとは別に4人、それからその他第1駐車場で3人ぐらいだったと思いますけど、そういった辺りの人数です。

大井淳一朗委員　交渉する場合はそこの所有者全てと交渉するのか、それとも代表者一人なのか。日頃話をされているのかどうかも含めてですね、どういう形ですか。たくさん人数おってでしょ、利害関係人が。全員とは話できないでしょうから。その点についてお答えください。

上田公営競技事務所長　特に代表というよりは交渉するときにはそれぞれ全員に個別にということになるかと思います。

大井淳一朗委員　交渉してますか、今。この点については以前から委員会でも指摘があったと思うんですが。それを受けてその実績ですね。

河野朋子委員長　これまでの実績があれば。

上田公営競技事務所長　毎年というわけではございますが、その年によっていろんな話が出たときに、当然交渉するときにはいろんな駐車場の契約について、当然契約するときにはいろんな話もあるんですが、そうしたときに今後のこととかそういったところの話は個別にいろいろ出てきておりますので、今後に向けていろんな話も出てくる中で、いろいろ協議しているのは個別にはやっております。

岡山明委員　ちょっとお聞きしたいんですけど、リース代、本題にちょっと戻るんですけど土地はいいですかね、リース代。

河野朋子委員長　駐車場の件をちょっときちんとしたいので。

河﨑平男委員　ちょっと農地に戻すということで逆に地権者の方が心配されておるということの状況もあると思います。売上げ増で確保というよりも地権者の方が相続の方が皆代わられておられたりしておられますので、早く課題解決に向けていかないと大変な状況になるというふうに私は感じます。

河野朋子委員長　今危機感を言われたわけですけど、実際第2とか第5を今後の入場

者が増えたときのためにと言われますけれども、本当にそういった可能性がどれぐらいあるのかとか、現状今あとどれぐらいのキャパがあるかとかそういった実態調査はされているんですかね。駐車場に関して。現状何％入っているかとか、今後何台入ればそこまで使うようになるとかそういった調査されてますか。その辺りどうですか。

上田公営競技事務所長　今のその第2駐車場、第5駐車場のキャパについてはもちろん先ほどから言っておりますけど、なかなか平日開催では利用というのがなかなか少ないかもしれませんけど、大きいレースのときにはあると。またいろんな臨時駐車場とかいろんなイベントでの活用、マラソン大会でもそうですけど、そういった部分もありますので、また日写のほうも駐車場を活用したイベント等を26年、27年できなかったんですが、今後ちょっとやりたいというところもございますので、ある程度やっぱり借りている限りはそういったところの努力もしていこうというふうには考えておりますので、今後も駐車場の状況については分析もする、それからいろんな課題については整理していくことは努めていきたいと考えております。

河野朋子委員長　借りているからそれの利用を考えると言われますけど逆じゃないんですかね。本当にこうやって必要なら駐車場も必要ですけども今の現状でほとんど使ってないものをそれだけのコスト掛けて市民の税金ですので、その辺りの少し今までもずっと委員会としても求めてきましたけども、委託先が変わるからという理由で少ししばらく時間が欲しいと言われたんですけども、委託先も変わって年数もたちますので、その辺りをいち早く無駄な出費というかそういったことを削減するためにも、先ほど河﨑委員からもありました、相手のこともありますので、これかなり延ばし延ばしになっているという現実は受け止めていただきたいというふうには思っておりますので、その辺りよろしくお願いします。

大井淳一朗委員　借りる活用とかもあるんですが、ずっと地代を払い続けるのがいいのか、買い取ったほうがいいのかということもあります。買い取るといってもまともに宅地で買いよったらどねえもならんですからね、もともと農地ですからね。そうい

ったことも含めてそれこそ交渉してもらわないといけないと思うんですが、この辺の意識っていうのは市長自身はお持ちですか。市長は状況は把握しておられると思うんですが、いかがでしょうか。

上田公営競技事務所長　これについては市長とも度々協議もしておりますけど、市長自身、今後に向けてやはりここをどうするかというと大井議員も言われたとおりいろんな選択肢の中には元に戻すというよりは購入というほうも考えるかもしれないけれども、先ほど芳司部長も言いましたとおりやはり今売上げ向上、そういったところに集中すべきであって、なかなかオートレースを続ける限り、なかなかここのところは課題としては捉えておりますので、そうしたところは十分協議していきたいと考えておりますし、駐車場の利用状況についてはもう少しまだはっきりと把握していくように、うちのほうも反省して努力していきたいと思います。

中島好人副委員長　先ほど委託料の中に入っているということで、私今13節の委託料をずっと見てるんですけど、どこに該当するのかなというふうに思っているんですけど、どうなんですか。

上田公営競技事務所長　委託料というのが、包括的民間委託料の経費の中で入っているということになります。

河野朋子委員長　ほかに、駐車場の件はかなり委員からもいろいろ出ましたのでその辺受け止めていただくということでいいですかね。じゃあ次に移ります。

岡山明委員　済みません、ちょっと駐車場の途中で入れたもので済みません。私のほうからお話したんですけど、リース代、この28年、29年が何か半額という話を今聞いてみたら半額になっているんですけど、これはどういう趣旨でこういう半額という形になっているんですか。

上田公営競技事務所長　これについては、ずっとリース料を支払い続けております。最終年度、これまでは平成37年で支払いが終わるということで、25年度に平準化

ということで、25年度から7，671万支払っておりました。ずっと支払う予定でしたが、このいろんな累積債務の返済の負担の中でJKA交付金の返済というのがございます。これがまだ28、29年度、28年度が1億3，000万円、29年度が1億4，900万円ございますが、そうした分の負担がございます。そうした部分の負担があって、その分三つの累積債務の返済が1，000万ということを考えると、やはり今後どうしても負担増がのしかかってきますので、28年度、29年度の負担の少しでも軽減をするために、この28年度、29年度に限り交渉しまして半額となっております。30年度からまた7，671万に戻りまして半分を2年間やっておりますので、1年分延びるということで最終年度が38年度になるということで、債務負担行為のほうも変更している状況でございます。

河野朋子委員長　分かりましたか。交付金に関しては29年度で完済ということで、リース料が1年延びて38年ということでいいんですかね。

岡山明委員　今の1年、28、29を掛けて半額という形今取ったんですけど、理解できないと私思うたんですけど、その次の形の部分が出てきてるんですけど、その特別交付金が今まで1億3，000万、その次の年が1億4，000って1，000万しか変わらんですいね。金額的な部分は私全部資料今回持って来んかったんですけど。そのリース代を半額にするっていうその部分がちょっと今お話じゃ理解できんかったんですけどね。

芳司総合政策部長　累積債務の解消ということに向けて、まずは取り組まさせていただいているところですが、そういった中でJKAに対するものと、それとリース料の二つですね。この二つの返済というのがずっと続いているんですね。それでJKAの交付金の返済があと28、29の2年で終わります。それで、もう一本そのリース料のほうはまだあと10年くらいは続くわけですけれど、同然この二つの返済というのはかなり重荷というか大きな負担になっているのは間違いありません。これを優先するがために、単年度の赤字ということがあるということがありますので、少しでも単年度の赤字を抑えていこうということの中で、28、29でJKAのほうが終わりますので、まずこの2年間についてもう一つのリース料のほうは少しでも返済

額を減らしてもらえないかということの協議の中で半額にしていただいたということでございます。

岡山明委員　じゃあ今年の決算が出てないんですけど、決算としては基金のほうの繰出しじゃないんですけど、それが出てくるという形であと来年の分の半額にする形で単年度はチャラにしようとそういう形で捉えるんですかね。今、7，600万毎年払っています。それを3，800万ということでその3，800万で単年度、当然今今JKAのほうは1億3，000万、最終的には1億4，000万という年があるんですけど、そういう形がある状況の中でリース代の3，800万でつじつまを合わせようとそういう形ですかね。

芳司総合政策部長　チャラとかつじつまを合わせるということは当然不可能でございますが、この二つの返済があるがために累積赤字の解消というのがなかなか進んでおりません。26年度、27年度の決算見込みでも1，000万の解消にしか至っていないという事態もございますので、これを少しでも解消に努めたいということで関係各位との協議の結果28、29、JKAのほうが終わるこの2年間については半額にしていただいたということでございます。

岡山明委員　トータル的に考えるとその三つの負債という下に、2ページですかねここにあるんですけど、三つの負債を考えるJKAとリース代とあと国に抱えている借金がありますけど、そのトータルを考えたときにそのリース代も結局払わないとトータルの三つの借財としての負債が変わらないと。そういう形ですから、リース代を3，800万をどういう形でやろうとしても結局トータルで三つの負債を考えたときには一緒と。そういう解釈にならないですかね。

河野朋子委員長　ちょっと一応答弁を上田所長。今の三つの累積債務の説明ができていないんですかね。

上田公営競技事務所長　今、7，671万円リース料。これは26年度まではそれを払っております。いわゆる例えば26年度で行きますと、この7，600万、それからJK

Aの交付金の猶予の返済、これを合計すると2億600万ございます。このままで行きますと2億600万の累積赤字の加算になるんですが、三つの累積債務の解消ということが約1，000万円ありましたので、その1，000万を引いた残りの1億9，600万が累積赤字に加えられております。ところが27年度、28年度、そのままいくとそのまま増えるわけですが、少しでもこの累積赤字の、累積赤字というのがいわゆる決算書に出てくる数字でございます。委員が言われるように、その三つの累積額の合計でいくとあるんですが、いわゆるやっぱりその増え幅、いわゆる三つの累積額の部分は余り影響がないかもしれませんが、いわゆる決算書で出る累積赤字の増え幅、これも少しできるだけ減らす意味がございますので、そうした部分のところがございましてここのリース料の返済というのを半分に減らしております。実は協議の中でいろいろな選択肢がございまして、この半分以外のいろいろな要望もございましたがいわゆるオー振協との協議で半分のところに協議を進めまして、このやはり芳司部長が言っておりますように28年、29年のJKAの交付金の返済、この部分の返済期間の間はリース料の額を半分に減らして、累積赤字の残額の増え幅を少しでも減らしていこうという考えの下に進めてきた措置でございます。

笹木慶之委員　ちょっとあなた方、説明が下手だと思うんですよ。だからなかなか理解が得られないわけで、やっぱり単年度収支をきちんとまとめるというのは経営者として非常な努力が要ると思うんですよね。もちろんそのことに関して過去の債務さえもいかように返していくかということのテクニックの問題ですから、これね、表をきちんと出して説明されたらすぐに分かると思うわけ。表なしで頭の中で整理をしようとするから、整理が付かないわけで、特にリース料は遅れたことによって別に支払い金額が増えるわけではないわけで、全体額が決まっているわけですからね。私はもっと遅らせてもいいと思うわけ。そうすることによって単年度の累積赤字が減ってくるということは、やっぱり事業運営上ある意味何ていうかな、明るい兆しなんですよね。幾ら全体的に減ったとしても表面上が整っていなかったら非常にイメージ的に悪いイメージがあるので、そこの努力をされたことは私は分かるんです。だったら表を出して皆さんにきちんと説明されんと分からんと思う。だから今まではこうでした。今度はこうします。だから年数がこうなりますと

いうことをやっぱり出してもらいたいと思いますがね。

中島好人副委員長　関連して。本会議場で市長が当初は30億の全体の赤字があったと。10億はこの間返してきたけど、あと20億あって、この返済には20年ぐらいは掛かるんじゃないかと本会議場で言っちゃったもんですからね、この担当の委員会としてこの辺のところの真意は何だろうかというのはもうちょっと見ていかないといけないなと思いますのでその辺のところは勉強していかなきゃいけないというふうには思います。

河野朋子委員長　今、委員からいろいろと出ておりましたけれども、質問に対してきちんと数字を出していただくような資料をそろえていただくということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）今、ちょっと口だけのやり取りじゃ分かりませんし、その辺り丁寧な説明をまた改めていただきたいと思います。その件についてはリース料が半額になったことで1年返済のあれが延びたという確認でよろしいですかね。ほかに。

大井淳一朗委員　少し変えて、地域公益事業についてでございますが、1，000万出しておりますが、これについてはトイレとか直していただいて非常にありがたい面がある面、実績を見ると1，000万円使えてないんですよね。実績を3か年くらいで示していただければと思います。

上田公営競技事務所長　これについては地域公益事業、平成21年度からやっております。平成21年度は21年の途中で実施したということもありまして、約580万円ですね。22年度が820万、23年度が970万、24年度が960万、平成25年度が970万、平成26年度はいろいろ募集はしているんですけど330万、平成27年度はまだいろいろ今ちょうどやっておるところがございまして、変更契約等ございまして実績額がまだはっきりしないんですが、今年度ちょっと今追加もあるようで、800万台くらいにはなる予定でございます。

大井淳一朗委員　そうしますと、26年だけがちょっとたまたま極端に低かったということ

で、基本的には1，000万近くいっているということですね。残りますよね。残るというのも変ですけれども、それはどういった扱いになるんですか。執行ができなかった分は。

上田公営競技事務所長　一応、公営競技事務所としては地域公益事業は1，000万円という事業費で捉えておりますので、またこれについては企画のほうでまとめて事業を何かいろいろ募集しておる中でいろいろな実績等が出てきておりますが、一応毎年1，000万円程度基金の積立てのほうにはしておりますので一応基本的には地域公益事業というのは1，000万円の部分でやっておりますし、残については差額についてはその分基金のほうに積み上がっているという状況にはなっております。ただ、27年度については26年度330万ということであった影響もありまして、多少積立てのほうを調整する可能性もありますけど、基本的には1，000万円をずっと積み上げているという状況になっております。

河野朋子委員長　基金のほうに入れるということでいいですか。

笹木慶之委員　21ページの賞典費ですね。選手賞金が6，700万対前年度減額されたということでいろいろな厳しい状況の中での選手会の協力体制と、あなた方の努力がここに表れたということは評価するんですが、これはこれとして置いておいて、今冠レースをやっていますよね。冠レースね。ほとんど冠を掛けていると思うんですが、この冠の何というかあっせんというかこれは全部日本写真判定がしておられるんですか。市ではなしに。まずそこ。

上田公営競技事務所長　特別ＧＩにつきましては、これはもうJKAの考案した共同通信杯というのがあります。ＧＩ、ＧⅡ等についてはこれまでのずっと実績等を踏まえて新聞社の関係の社杯が続いております。それで普通開催、例えば1月の永山酒造、2月の伝助、それから3月のレノファ、今度4月はまた違うところの地元の企業に協賛を依頼しております。これについては、直営のころからやっていた事業もございますが、そうした部分で一応公営競技事務所、私どもとそれから日本写真判定と協力しながらある程度市内を回ってそういうところに協議を行っ

てできるだけまちづくりにつながるようなそういう意向でそういう業者と交渉しております。

笹木慶之委員　その努力はよく分かります。問題は、宇部で場外造ったでしょ。宇部で場外を造ったということはある面でいえば巻き添えにするというか、一緒の器に入ってほしいという気持ちもあるわけですよね。ファンがね。そうすると、少しそのエリアを広げるということもある一面の考え方をすればあるんじゃないかなと思うんですが、市内に限定されているんですか。どうなんですかね、大きなレースはもちろんもう既に決まった冠がありますからね。それはもうそれとしてあれですが、本場の平場の開催の冠を掛けるときの考え方がファンを増やそうと思えば少し広げるのも手じゃないかなと思うんです。もちろん内輪に希望者が多くて、それを蹴ってよそというわけには行きませんけどね。それはそうなんですが、その辺がどんな感じかなと思ってね。ちょっとそれを教えてください。

上田公営競技事務所長　基本的はやはり日写の考え方も26年度初めて民間委託を受けたときからいろいろ議員のほうにもプレゼンをさせていただきました。その中でやはり山陽小野田市のまちづくり、このレース場の活用ということで、山陽小野田市として活用していくというのが一つ基本にはございます。ただ、基本にはございますがそういったところも踏まえて今後そうしたところも考えるべきことかなというふうには考えておりますので、また日本写真判定とその辺は話合いをしていきたいと考えております。

笹木慶之委員　といいますのは、華やかしい頃のことを単純に言うんじゃありませんが、以前は山口からバスが出たり、宇部からバスが出たりというのでよそのファンをどんどんいわゆる来てもらっておったような背景ですね。それがやっぱりだんだん足が遠のいてということで、じゃあ逆に現地に乗り込んで売ろうかということに実はなっているわけですね。さっき言いましたように、宇部もかなりの実績が上がりつつあるということであればやっぱり、もちろん地元の企業を圧迫しない形の中でファン層を増やしていくというか、エリアを増やすということもやっぱり考えていくべきじゃないかなと思いますので。隣の下関は下関ボートがあるので無理でし

ょうから、宇部についてはそういったものはないからやっぱり少し検討してみたらどうかなという気がしたわけです。それはもう答弁は要りません。もう一つお聞きします。勝車投票券払戻金ということで、補償補填で上がっていますが、今の払戻率、いわゆる勝車の払戻率がいろいろどう言いますか、70から80とかいろいろ工夫されていると思うんですが、そこを少し説明してもらえませんかね。

上田公営競技事務所長　払戻率を実際に75から70に下げたのが平成25年度からになっておりますが、これに向けてもちろんこれについては各施行のいろいろな収支改善というもので業界を含めて決定したことなんですが、やはり今後の売上げ向上の活性化策として平成26年度からいろいろ特にSGレースとかスーパースターそういったところで2連単を全日80％にするという措置をやっております。これについていろいろ業界を含めて協議しておりますが、新年度、28年度においては、済みませんSGと特別ＧＩ、うちも山陽ありましたけど、2連単80％やりました。28年度は更にこうしたそのSGについては、とにかくいろいろ効果がまだあるんではないかということで、売上げの部分の効果、JKAのもいろいろな試算をする中で効果があると踏まえて、SGスーパースターフェスタではやっていくと。ところが特別ＧＩではちょっとどうかなというところがあるので、特別ＧＩについては2連単80というそういった、払戻率の可変化というふうに言っておりますけど、そうした分をやるようになっておりませんが、それも踏まえて各場の独自策ということで今払戻率の可変化についてはやるように計画しております。一応、うちのほうは今後もう公表しておきますけど、普通開催、特に今は4月最初の開催におきまして、ちょっと特殊なやり方なんですが5レースと9レースで2連単の80％をやっていこうと。これについては、普段普通開催はポスターを作らないんですけど、5場体制になって最初の開催ということでありますし、準決勝の8バトルそういったところもございます。初心者コーナーもやっているということも踏まえて、そうしたところをアピールするためにこれをまた各場それからサテライト等に送付してアピールしていきたいと思います。そうした部分と山陽場においては3月で行われる特別ＧＩにおいても特別措置ということで払戻しの可変化を予定しております。ほかの場においても川口場、それから浜松場、それから伊勢崎場においても独自策ということが今後出てくると思います。内容についてはまだ公表

されておりませんのであれですが、SGレースの2連単80に加えて各場の独自策があるということでそういった部分の売上げ向上策におけるオートレースの活性化に向けた努力というのは引き続き推進していきたいと考えております。

大井淳一朗委員　各場の独自策でどこまでできるか分かりかねますけども、例えば競馬であればWIN5といって五つぐらいレースを選んで1着を当てたらすごい配当があるということがあるんですが、そういったことは検討はできるんでしょうか。そういうレースを五つぐらい設定して1着を全部当てていくとWIN5というのが競馬にはあるんですが。

上田公営競技事務所長　今その払戻の可変化については基本的に2連単80ということなんですが、今大井委員が言われたようにちょっと重勝式に関わるような部分だと思うんですけど、それについては今伊勢崎オートが管理施行になっている重勝式がちょっとございます。これについてはずっとこの何年かやっている状況なんですが、今後そういった部分の考え方というのが特に民間がいろいろ提案してくる部分もあると思うんですが、そうしたところは当然いろいろな情報というのは業界を含めてJKA、それから経済産業省を含めてそういった情報はありますので、十分検討の材料にはなっていくと考えております。

河野朋子委員長　ほかに質疑はありますか。

中島好人副委員長　先ほどありましたけど、地域公益事業についてなんですけども、一つはこれは地方財政の健全化を図るためとこういうことですけども、なかなかそこまで行かない状況の中でせめて福祉というか公共の地域のためにということで1，000万計画されているんですけども、この間の状況を見るとトイレの状況とか、改修とかその辺が多かったんですけども、もう一つこの事業には体育事業関係もそういう事業も図るという目的の中にも入っているわけですけども。今は当市もスポーツ関係も力を入れていこうという動きの中で、そういう方向へもちょっと目を向けていくという方向は考えられるんでしょうかどうでしょうか。

芳司総合政策部長　地域公益事業につきましてはこういうオートレース事業、本市として開設するに当たっては避けて通れないというか、不可欠であるというふうに捉えております。そういった中で、これまでも毎年1，000万の確保をしながらいろいろな事業を展開してきたわけですけれど、今新年度におきましても予定をしているのは、詳細については控えさせていただきますが、一応福祉施設、それから教育施設、それと併せて今回スポーツ施設関係も一応対象事業ということで予定はしております。

河﨑平男委員　発売収入の関係で、前売投票所がありますがこれはどれくらいの売上げがあるんですか。時々頼まれて利用するんですけど、何％くらい、全体の売上げのどのくらいの率で前売投票所の売上げがあるか分かれば教えていただけますか。

上田公営競技事務所長　前売投票の分については手元に資料がないからあれですけど、今の利用については場外のグレードによってもちろん利用者数が全然違ってくると思うので平均単価、どれくらい前売りで買っていただけるかそういったところもいろいろ多い少ないがあると思うんですが、やっぱり多いときには本場開催もＧＩ、時にはやっぱり前売りというのがあると思うんですが、ちょっとはっきり捉えていないところが分からないんですが、また示していきたいと思います。

中村公営競技事務所主任　数字はちょっと資料がないので、一応日本写真判定に委託する前に委託料等の計算をする上で経費を当時兼務で来た職員と併せて私も一緒にやりました。その中で前売投票所の話も出ました。たしか100万くらいだったと思うんですけど、大体平均すると。また資料は必ず出します。訂正があるかもしれません。申し訳ありませんが、その100万の売上げがあるということでやっぱり前売りを閉鎖するのはもったいないであろうと。朝せっかくお客さんが来て買っていただけるので。なのであそこは日本写真判定になったときもそのまま前売りを続けようという経緯があったということだけは追加で申しおきます。それと新年度以降においても、今度ナイター開催で午前中の発売がない状況があります。その場合は前売りが当然ないんですが、その辺りも今日写とは話をし

ています。今年度からすぐそれができるかどうかは別にしてその辺りの協議も日本写真判定としておりますのでそこも申し伝えておきます。

河﨑平男委員　売上げが悪いから閉鎖とかいう意味で言ったんではないんですよ。今後さっきも言われたようにナイターでも前売発売所はできないかとか、いろいろな方面で売上げがあるんだったら本場にきてもらう前売投票所で発売してもらうということで売上げが上がるんじゃないかと思ったのでちょっと発言させていただきました。

河野朋子委員長　ほかに質疑がなければ質疑は打ち切ってよろしいですか(「はい」と呼ぶ者あり)それでは討論に入ります。討論は(「なし」と呼ぶ者あり)なしですか。それでは本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。ここでちょっと休憩をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

午前10時56分休憩

午前11時40分再開

河野朋子委員長　それでは委員会を再開します。審査番号3番議案第27号山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より説明をお願いします。

大田総務部次長兼総務課長　議案第27号山陽小野田市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。これは公職選挙法の一部改正

により、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に改められたことに伴い山陽小野田市住民投票条例の一部改正をするものです。具体的には、参考資料の第3条1号にお示しているとおり、日本国民については、その投票資格要件が公職選挙法第21条の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者とされており、公選法改正に伴い選挙人名簿に登録される者の年齢が、満18歳以上が対象となるものです。また、同条2号において、住民基本台帳法に基づき投票資格者名簿の登録を申請し、住民投票をすることができる永住外国人の年齢を満20歳以上から満18歳以上に改めるものです。なお、参考資料の下段に投票資格者数を掲げておりますが、3月2日現在で永住外国人を含めて5万2，547人です。これに18歳、19歳の1，198人を加えると約5万3，745人になるものと見込んでいます。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いします。

大井淳一朗委員　この改正によって年齢が18歳以上の永住外国人が住民投票については投票資格者になるということでございますが、この1，198人の中に含まれているのか、含まれていないのであれば何人なのか、それについて分かる範囲でお願いします。

野村総務課法制係長　この1，198人の中には外国人の数も含まれております。数については把握しておりません。

中島好人副委員長　本会議場で18歳の人の、若年層の投票率が低いのではないかという中で、啓もうしていくということも答弁されていましたけれども、具体的にその辺の策というのは考えておられるのでしょうか。

大田総務部次長兼総務課長　本会議場でも部長が答弁いたしましたが、選挙管理委員会のほうでいろいろ啓発はしておりますので、今後も18歳以上につきましても選管のほうで啓発はしていかれるものと考えております。

中島好人副委員長　二十歳になったときに、成人式のときにいろいろそういう啓もうとい

うのは、具体的に二十歳というところには施策が、成人式と関連してあったわけですけども、18、19というところの中で具体的に何かあるかということでは、選管とは話はされている。聞いていないということですか。

大田総務部次長兼総務課長　今のところ話はしておりません。

中村総務部長　昨日もちょっと話しそびれたというか、もっと言えば良かったなと思ったところがあるんですが、新聞にも出ておりますけれども、選挙管理委員会のほうでも今度の参議院選挙で高校生を選挙事務従事者に採用するということも検討されているようでございますし、今回は3月1日高校卒業式がございましたが、この卒業式の市長の祝辞の中にも、皆様方にはもう18歳で選挙権があるのだというようなところも訴えるというようなこともやっております。機会を通じてそういった啓発に努めてまいりたいと思っております。

岡山明委員　今そういう啓発の部分もよろしいんですかね。関連してよろしいですかね。いいですか。その辺がこの議案とどうかなというので。今回18歳ということでなりましたので、今回制度が大分改正されていますよね。例えば投票日、誕生日いつになって投票権が有る、無しと。その辺の3か月異動の分の形とかあるんですけど、その辺の18歳、19歳に対しての周知徹底と言ったらおかしいですけど、当然普通の人は分かるんでしょうけど、そういう18歳選挙権を持つ方々への啓もうというか、その辺は何かされていますかね。それがちょっと行き過ぎかなと思うんですけど。

河野朋子委員長　周知徹底ということでさっき答弁がありました。それぐらいしか答えられないと思うんですけど。

笹木慶之委員　これは法律改正によっての条例改正ですから、それはそれで理解できますが、要は自主的な運用面で、確かに選管は別の組織と考えればあれですが、市全体として例えば総務部長さん、選管との調整というか、調整機能はあなたのほうでやらなくてはいけない部分があると思うんですがね。やはり懸念す

る問題もたくさんあると思うんですよ。報道関係もいろいろ言っているところも随分ありますが、その調整機能をしっかり働かせることはできますよね。いわゆる懸念材料を払拭するということはね。それは一つよろしくお願いします。

中村総務部長　仰せのとおりでございます。今はそういった動きを選管のほうで中心にやっていただいておりますが、そういった調整のところは十分協議してやっていきたいと思っております。

中島好人副委員長　直接この条例とは関係はないんですけれども、しかし上程をした際の本会議場で質疑があった際に市長の答弁がこの条例と関連してあったもんですから、趣旨というのは住民投票条例の中で市長選挙と住民投票と同日に選挙することについての賛否の問いに対して市長は考え直さなくてはいけないというか、そういうことを示唆する答弁がありましたけれども、それを受けてこの条例改正、市の独自の住民投票条例の今後の在り方というか、その辺についての考えはどうなんでしょうか。

中村総務部長　その件につきましては3年前の議会で議決をいただいておりますので、一応の結論は出たものと思っておりましたが、昨日の本会議の場で市長があのような答弁をしておりますので、改正についての検討には入りたいと思っております。

河野朋子委員長　いいですか。改正の検討に入るというような答弁をいただきましたので、市長自らああいった本会議場での答弁がありましたので、それを受けてそういった総務部長からの答弁があったということは確認しましたので、よろしいですか。直接議案とは関係ありませんが、ああいったやり取りの中で発言があったということで、改めて確認いたしました。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。質疑なしということで討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは引き続きまして議案第28号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について執行部の説明をよろしくお願いします。

大田総務部次長兼総務課長　議案第28号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明します。議案の内容の説明に先立ちまして、行政不服審査制度の見直しの概要について、御説明したいと思います。行政庁による違法、不当な処分により国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続の下で、その簡易迅速な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度である行政不服審査制度が見直され、この制度の一般的な規定を定めた行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されます。主な見直しの内容は、参考資料でお示ししているとおり、1点目に公正性の向上、2点目に使いやすさの向上、3点目に国民の救済手段の充実、拡充を図るものです。まず、公正性の向上についてですが、審理において職員のうち処分に関与しない者が、審査請求人及び処分庁の主張を公正に審理する審理員制度が導入されます。また、審査庁の判断の妥当性について、有識者から成る第三者機関が点検する諮問手続が導入されます。さらには、審理手続における審査請求人等の権利が拡充され、口頭意見陳述における処分庁への質問や証拠書類等の謄写を受けることができるようになります。次に、使いやすさの向上についてですが、不服申立ての手続を審査請求に一元化し、不服申立てをすることができる期間が60日から3か月に延長されております。また、不服申立てを経なければ出訴ができないとする法律の定めが廃止、縮小されております。次に、国民の救済手段の充実、拡充についてですが、これは既に昨年4月から施行されていますが、行政指導の中止を求める手続等が新設されております。以上、簡単ですが行政不服審査制度の見直しの概要を御説明しました。それでは、議案の内容について御説明します。まず、第1条山陽小野田市情報公開条例及び第2条山陽小野田市個人情報保護条例の一部改正です。現在、公文書の公開決定等に対しての不服申立てや自己情報の開示

請求に対する開示決定等に対しての不服申立てがあったときは、それぞれ識見を有する者で組織された情報公開審査会、個人情報保護審査会において、その公開決定等や開示決定等の適法性、妥当性について審議し、答申しているところです。一方、改正後の行政不服審査法では審理員による審理制度を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしていますが、審理の公正性が保たれる場合は、審理員による審理手続を適用除外できることとしています。これらのことを勘案し、現行の情報公開審査会、個人情報保護審査会においては、処分庁が行った公開決定等又は開示決定等の適法性、妥当性について専門的で公正な判断をしており、審理員が行う審理手続と同等の審理を現に行っていることから、審理員による審理手続の適用除外とし、現行の審理体制を維持することとするものであります。次に第8条山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正です。先ほど御説明したとおり公正性の向上の観点から、不服申立てに関し、処分庁等から審理員に提出された書類等の謄写を受けることができるようなりますので、その交付に対する手数料を定めるものであります。なお、手数料の額は山陽小野田市情報公開条例施行規則で規定している公文書の写しの費用と同額としております。その他の条例の一部改正につきましては、文言の修正等を行うものです。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

大井淳一朗委員　行政不服審査法の改正によって審理員制度が採用されたということでございますが、従来の審査庁との関係で審理の公平性が保たれる場合は審理員による審理手続を適用除外できるとなりますが、この審理の公正性が保たれるという判断はどなたがされるんでしょうか。

野村総務課法制係長　審理の公正性というところでいきますと、今現行で行われている行政不服審査法につきましては、お手元の資料の1枚目の左側を見ていただければ分かるかと思いますが、審理を行う者についての規定はございません。ですから実際実務として行われているところとしては処分庁と審査庁、これは地方公共団体でいきますとどちらも市長ということになるんですが、処分をした者が結果として審理も行っているというような状態を現在のところとっているところ

です。こちらが改正後になりますと審査を行う者につきましては処分に関与しない者を審理員として指名するというような形になりますので、処分に関わった者でない者が審査するということになりますので、そういったところで公正性が図られているというふうに考えております。

大井淳一朗委員　現在山陽小野田市でも情報公開審査会というのがあると思うんですが、その場合、処分に関わった者が入っていないので、改正後でも審理の公正性が保たれると考えて審理員は採用しないという方向なのでしょうか。

野村総務課法制係長　そのとおりであります。

中島好人副委員長　改正後の請求人というのは一人というのは分かるんですけど、それぞれ人員がどういう形の、例えば新しくできる審理員ですかね。③と書いてあるんですけど、処分庁というのはここで言えば市長という話ですけども、審査庁とか第三機関とかその辺の具体的な人数とか組織とかその辺のところをもうちょっと説明してもらえればと思いますけれども、いかがでしょうか。

野村総務課法制係長　1枚目の資料の下側の図に添って説明させていただきたいと思います。具体的な処分に沿って説明したほうが分かりやすいかと思いますので、例を挙げて説明をさせていただきたいと思います。例えば一般廃棄物の収集運搬業等で不許可の処分が行われた場合に、それに対して不服申立てが行われたという仮定で御説明させていただきたいと思います。これが現行の、左側、こちらのほうでいきますと、まず処分庁。処分を行うのが具体的に言いますと山陽小野田市で言いますと環境事業課。こちらのほうが処分を行うという形になります。この場合に、この処分に不服があった場合は審査請求人というところから、この処分について不服という形で上がってくるんですが、こちらは審査庁。こちらも同じ環境事業課、イコールになるんですが、環境事業課に上がってくる形になります。こちらの審理についても特にどなたが審理するかというのが決まっておりませんので、実際は環境事業課の者がそのまま審理をするという形になります。自分でやった処分について、自分で審査をするという形になりますの

で、自己反省ということで改めて気付かされることとかも多いんですが、やはり第三者の目から見ると公正性に欠けるということがありましたので、この度法自体が改正されております。次に改正後、この4月1日からになるんですが、こちらが先ほどの同じ処分の名前でいきますと、まず処分庁、こちらが環境事業課になります。審査庁が同じ市長部局の中になるんですが、事務としては総務課が行うような形で考えております。実際に不服申立てが上がった場合、審理員、この処分について審理するものを指名する形になるんですが、こちらは審査庁に属する職員のうちから、こういった行政に関して精通している者を指名することになります。こちらに指名するのは原則として一人になるんですが、場合によっては複数名指名することも可能になります。審理員として指名する職員として行政に精通している者というのが前提になりますので、市役所の職員の中で、審査庁に属する職員の中で精通している者と言いますと各部長クラスの職員を考えております。この場合、実際指名するに当たって処分庁、行政処分に関わっていない職員を指名する形になりますので、例えば環境事業課で行った処分につきましては、その上のラインである市民生活部長を除いた部長の中から一人指名するという形を取ります。ここで具体的に言いますと総務部長を指名するというような形になります。その総務部長の下で審理を、実際に環境事業課又は審査請求を行った者の口頭での弁論等を求めることもできますので、そういった形で審理を行います。審理を行った後、その審理員、総務部長がその意見書を審査庁、総務課に提出する形になります。その審査庁、総務課でこの審理員の意見書を受けましたら、これはまたこの後の議案で出てくるんですが、市町総合事務組合に第三者委員会を設置するように予定をしております。こちらの第三者委員会に審理員から出た意見書、この内容でいいのかどうかを諮問し、それから答申が帰ってきて、また審査庁で最終的な裁決、決定を審査請求を行った者に返すというような形になります。これが一連の流れになります。

河野朋子委員長　分かりやすかったと思いますけど、まだ何か説明が。

中島好人副委員長　具体的な例で大分分かってきたんですけど、第三者機関というところはどういうことなんですかね。

野村総務課法制係長　第三者機関についてはこの後、議案の第46号で審議をしていただくような形になりますが、山口県市町総合事務組合で設置、県内全ての市町で、萩市を除きますが、ほかの市町で共同設置することになります。こちらも弁護士とか学識経験者とか、そういった専門家の方で構成するような委員会になっております。

大井淳一朗委員　例えば情報公開審査会は職員以外に弁護士とかが入っていたと思うんですけど、今の環境課の場合は同じ職員なんですよね。ちょっとそうなると、もちろんその職員は職務を全うするとは思うんですけど、そうは言っても上下主従の関係なんですが、その辺の懸念を払拭するために、今どのように考えておられますか。

野村総務課法制係長　先ほども説明しましたとおり、まず処分に関わっていない職員から選ぶということで、まず一つ公正な判断でできるのではないかというところ。それともう一つが出た結果を全く別の第三者委員会に諮問をいたしますので、そちらで更に公正性が図られるのではないかということであります。

河野朋子委員長　お昼を過ぎていますが、この議案まではします。

笹木慶之委員　一つよく分からないのは、この表の3ページで上から6行目、一方改正後の行政不服審査法では審査員による審査、審理制度を導入し、審理手続の公平性の向上を図ることとしているが、その後ですね。審理の公平性が保たれる場合には審理員による審理手続を適用除外できることとしている。例えばどんな事例。

野村総務課法制係長　現在の情報公開審査会と個人情報保護の審査会におきましては処分に関わった職員ではなく専門の弁護士とか1級建築士とかを委員として置いているので、全く処分に関わっていない第三者で審査を行っているということもありまして、審理の公正性が保たれているというふうに考えております。

河﨑平男委員　情報公開の関係でこういう事例というのはどのくらいの件数あるんです。

野村総務課法制係長　平成20年度から調べていたんですが、平成20年度に1件。平成21年度に3件。平成22年度に1件。平成23年度から平成27年度現在までは、ありません。

河野朋子委員長　ほかに質疑はよろしいですか。説明はよく分かりましたので、こういった説明を今後もお願いしたいと思います。それでは本議案について質疑を打ち切りまして討論に入ります。討論はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。まだありますけれどもお昼休みにしまして、1時10分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

河野朋子委員長　それでは委員会を再開いたします。よろしくお願いします。審査番号5番の議案第29号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明をお願いいたします。

幡生総務課主幹　こんにちは。総務課の幡生でございます。それでは私のほうから、議案第29号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。これは先ほどの議案第28号と同様に

行政不服審査法等のいわゆる行政不服審査法関連三法のうち、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成28年4月1日から施行されることを受けて、本市の固定資産評価審査委員会条例について、行政不服審査法等との整合を図るために改正を行うものであります。内容といたしましては、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に関する事項並びに審査手続における書面審査に関する事項及び決定書の作成に関する事項についてその一部を改正するものでございます。本日資料をお配りしておりますから、資料に沿って説明をさせていただきます。資料は議案第29号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてというA4の両面の資料がございますので、それに基づいて説明をさせていただきます。議案につきましてはですね、新旧対照表のほうをちょっと御覧いただけたらというふうに思っております。まず最初に固定資産評価審査委員会でございますけれども、これは地方自治法に基づく執行機関として、地方税法第423条の定めるところにより、固定資産税、課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定などの事務を行うために設置されたもので、委員の数は3名でございます。本市の住民、市税の納税義務者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから市長が選任をいたしております。次に2番の改正の概要につきましては、先ほど申したとおりでございます。3番の改正の主な内容につきまして、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。最初に第4条の審査の申出の第2項第1号にですね、又は居所という文言を加えます。2号として審査の申出に係る処分の内容という文言を加えます。それから今度は3項ですね。3項においても又は居所という文言を加えます。これは行政不服審査法第19条第2項と整合をさせたものでございます。下に枠の中に行政不服審査法を載せております。19条に同じような文言がございます。それから同じく4条3項でございますが、行政不服審査法に関する技術的な事項につきましては全て今回政令委任がされたことから、行政不服審査法第3条第1項とあるのをですね、行政不服審査法施行令第3条第1項に改めます。同条に今度は新たにですね、6項として、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない、との一文を加えることになります。これは枠内の

下のほうに施行令を記載しておりますが、それと同様の整合をさせたものでございます。裏面に移ります。新旧対照表も次のページになりますが、まず第6条の書面審理の第2項として前項の規定に関わらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定にしたがって、弁明書が提出されたものとみなす、と一文を加えます。これもその下の枠内のですね、施行令の第6条と整合を図ったものでございます。それから改正後の第3項、同じ条の第3項でございますが、これは改正前の2項に対応するんですけれども、ただし書以降をですね、削除をします。これもですね、行政不服審査法の第29条の第5項と整合を図ったものでございます。それからですね、新たに第5項ですね。第6条第5項として、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない、との一文を加えます。これは審査法の第30条の3項と整合をさせたものでございます。それから次にですね、11条のですね、決定書の作成の第1項にですね、次に掲げる事項を記載し、委員会が決め押印したとの文言を加えて、第1項の主文から第4号の理由までをこれを新たに加えます。これは行政不服審査法の第50条との整合を図ったものでございます。以上でございます。よろしく御審査のほど、お願いを申し上げます。

河野朋子委員長　説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。

大井淳一朗委員　固定資産評価審査委員会、学識経験を有する者、これはうちにも上がってくるんですけれども、今現在どのような構成なのか。

幡生総務課主幹　現在3名で構成をしております。お一方が不動産鑑定士の方でございます。もう二方はいずれも市役所のOBの方で行政経験がある方を選任いたしております。以上でございます。

大井淳一朗委員　この固定資産の評価の不服審査、これの実績というのはあるんでしょうか。

幡生総務課主幹　実績でございますけれども、平成20年の実績からですが、平成20年度に申出が1件、平成21年度に申出が3件、平成22年度に申出が2件、23、24は申出はありません。25年度に申出が1件、26年度も申出はありません。本年度1件申出がございました。以上でございます。

大井淳一朗委員　結構あるなと思いましたが、その結果というかですね、実際にそれが不服申立てが実行がなされているかにもよるんですが、結果というか審査の結論はどのような分別になっているでしょうか。

幡生総務課主幹　実は容認したものもございます。平成21年度の3件のうち1件、これは申立てを容認をしてですね、再評価をしたというのがございます。それから22年度につきましてもですね、これが2件のうち1件について容認をしてですね。それは申立ての一部について容認をして修正を掛けたということがございます。その他につきましては全て棄却ということになっております。以上でございます。

河野朋子委員長　ほかに質疑ありますか。いいですか。

中島好人副委員長　住所又は居所、その辺の新しくね、そういう付け加えられたということなので、そこに至った原因みたいなものがあれば。

幡生総務課主幹　住所とは法的に言いますと、生活の本拠である場所のことを言います。居所とは生活の本拠とは言えないが、多少期間を継続して居住している場所のことを言います。これは法律用語でございます。今回なぜこれがここに出てきたかと申しますと、今までは住所ということだけでしたけれども、審査申立人のですね、個別性を判断するためには審査申立人の住所がない場合にあっても居所の記載が必要と考えられることから、これはですね国において、今回行政不服審査法の改正に当たってですね、他の法律などの立法例も踏まえてですね、こういう住所又は居所という形で改正をされたものでございます。以上でございます。

河野朋子委員長　ほかに質疑は。なければ質疑を打ち切りまして討論に入ります。討論は。(「なし。」と呼ぶ者あり)なしということで採決に入ります。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして6番ですね。議案第46号につきまして、執行部の説明を求めます。

大田総務課次長兼総務課長　それでは議案第46号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について御説明をいたします。山口県市町総合事務組合は、山口県内の市町等が行う事務のうち、10の事務を共同で処理するために設置された一部事務組合でございます。地方自治法の規定により、一部事務組合は、その組織、事務及び規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならないこととされており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされております。この度、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、協議する必要が生じましたので、議会の議決をお願いするものでございます。それでは内容につきまして、資料により御説明をさせていただきます。一覧表がございますのでどれを御覧いただきたいと思います。一覧表の左側に構成団体名、一行目に事務名を表しております。表中の黒丸が現在加入中の事務、黒三角が平成28年3月31日限りで廃止、二重丸が平成28年4月1日から追加する予定の事務として表しております。まず表の右側に網掛けで表示しておりますが、先ほどの議案第28号でも御説明しておりますが、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務に、新たに行政不服審査法第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務が加わりまして11事務となります。これ

には岩国地区消防組合と宇部・山陽小野田消防組合が新たに加入し、萩市、山口県後期高齢者医療広域連合を除く37団体が加入します。また、公務災害補償事務として非常勤職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体に宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市の6市を加え、公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体に美祢市と周南市の2市を加えるものでございます。最後に公平委員会事務から美祢市萩市競艇組合が平成28年3月31日限りで脱退するものでございます。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いします。

河野朋子委員長　ありがとうございます。それでは質疑を受けます。質疑はありませんか。

中島好人副委員長　先ほど一番最初の行政不服審査会、県の分だろうと思うんですけれども、この表でいちばん右なんですけども、これにこの萩市が入らないっていう理由が分からないんですよね。あれはどういう。

大田総務課次長兼総務課長　萩市は独自にそういう事務を行いますので、あえてこれに入らなくてもですね、自分のところでそういう事務を行います。それが理由です。以上です。

幡生総務課主幹　ちょっと補足させていただきます。先ほど野村のほうから説明がありましたけれども、今回審理員のほうでですね、不服申立ての裁決を出す際にですね、裁決についてですね、行政不服審査会のほうにですね、うちのほうが意見を聞くことになります。法的にはですね、各それぞれの市町村で設置することになっておりますけれども、地方自治法に基づいてですね、共同設置をすることが容認されております。ですから今回ですね、山口県の市町総合事務組合のほうでですね、共同設置をお願いをしてですね、今その共同設置をすることになりました。萩市には確認をしました。萩市はですね、自分のところで設置をしてですね、自分のところの分については自分のところの分でそういう意見を聞

くというような答えでございました。ですからなぜ入らないのかっていうところはですね、ちょっとこれはまだ不明でございます。

中島好人副委員長　よそはどうこうっていうこともないんですけども、ふとそこで思ったのはここにおける経費の問題ですよね。要するに例えば萩市はここは第三者機関ですから、それなりの人たちがメンバーになるし、そういうところの支払もね、支出も必要になってくるんで、なるべくよそに頼らないで自分たちでやって経費を削減すると、こういうことも考えられるのかどうか、その辺のこの経費との関係ではこの第三者機関というのは相当あるんですかね。額はどうなんでしょうか。

幡生総務課主幹　共同設置するということはですね、広域でそういう形でやったほうが効率化が図れるということでございます。28年度予算でも計上させていただいておりますけれども、今回の行政不服審査会の共同設置に掛かる予算としては1万円ほど市としては負担をしていくことになります。仮に市のほうでそういうものを持ったらですね、いろいろ研修とかですね、そういうこと様々出てくると思いますので、逆に経費が掛かるんではないかと思いましてですね、広域で設置したほうがですね、より経費的には掛からないんじゃないかっていうふうに思っております。ただうちの案件が出たときに、お願いをする、向こうに裁決についての、決定についてですね意見を問うときにはですね、向こうで開催をしなければならない、そのときにはうちの負担が出てくると思います。ただ何もないというかですね、通常は1万円の負担ということですから、むしろ自前で持つよりも安い経費でできると思います。

大井淳一朗委員　じゃあうちのことを聞きましょう。公務災害補償事務のうちですね、公立学校医等災害補償、これは逆に山陽小野田市は加入していないっていうか追加になっていないんですが、現在において追加していない理由を教えてください。

辻村人事課主幹　人事課の辻村です。今、御指摘の件につきましては現在うちのほうに条例がありまして、山陽小野田市議会の議員その他非常勤職員の公務災

害補償等に関する条例を定めておりまして、この中に学校医等を含めておりますので、これらにつきましては退けていると、外させていただいているということでございます。

大井淳一朗委員　今、幡生さんのほうから共同処理したほうが経費がっていう話がありました。そのことからすれば公立学校医もですね、条例上はそちらに含めるとなっておるんですが、共同処理したほうがいいのではないかとも思えるんですが、それについてはいかがでしょうか。

辻村人事課主幹　この本市の条例の適用でですね、これに該当する議員さんたちも含めてですけれども、今現在で言えばですね、事例はないんですね。条例適用しての適用はない。今回入れさせてもらったのは臨時職員というところで、臨時職員につきましては人数もおりますし、こういった補償とか出てくるのでこちらのほうに入ったほうが経費的に安いというところで、こちらのほうに入ってもらって、ほかの学校医等につきまして、近年というかここ何年、何十年そういう事例がありませんので、あえて入っていないというところでございます。

大井淳一朗委員　事例がないのは今聞いたとおりなんですが、この点については今後ですね、検討課題としていただきたいと思います。

河野朋子委員長　ほかに質疑はないですか。

大井淳一朗委員　今回の追加とは直接関連はないんですが、現在今例の長生園組合の問題があります。これが仮に民間譲渡された場合はここから脱退ということになるんでしょうか。確認です。

幡生総務課主幹　脱退となります。

河野朋子委員長　ほかに。それでは質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決を行い

ます。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。

（職員入替え）

河野朋子委員長　それでは審査を進めます。7番ですね。議案第30号市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部の説明をお願いいたします。

城戸人事課長　人事課でございます。よろしくお願いいたします。議案第30号山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の改正は、現在の農業委員会事務局の職員定数2名を1名増員し、3名といたすものであります。これは、平成26年4月1日施行の農地法改正に伴いまして、現在農地台帳の整備や、あるいは農地に関する地図の公表など事務局の業務が増加していることに加えまして、この度、農業委員会法が改正されまして、農業委員会業務の重点化が図られるなど、今後事務局の業務の増加が見込まれることから、事務局の円滑な運営に支障がないよう定数を3名に増員するものであります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　ありがとうございます。それでは質疑を受けます。質疑は。

大井淳一朗委員　2人から3人ということで、多忙ということを踏まえての改正なんですけども、この職員の3人っていうのは正職員ということなのか、それとも任期付職員とかあるいは再任用、その辺も踏まえての改正なのか。

城戸人事課長　現在職員配置につきましては今、調整中でございますけども、正規職員若しくは再任用職員を充てるという予定でございます。

河﨑平男委員　農地法とか農業委員会の法律が改正になったということでありますが、以前から農地台帳の整備とかが農業委員会がやっていましたよね。その辺との整合性はあるんですか。

城戸人事課長　今の御質問でございます。今までの業務に加えまして、この度農業委員会法の改正等も加わったということでございますが、以前から定数につきましてはですね、検討課題として検討させていただいていたということでございます。

中島好人副委員長　ちょっと具体的に聞きたいんですけども、今までは正規2人で職務を実際行っていたのか。何を言いたいかと言うと、正規は2人だけども、臨時を雇って仕事をやっていたのか、その辺の実態とのかみ合いはどうなんでしょうか。

城戸人事課長　現在の職員の内訳につきましては正規職員2名、それから事務補助の臨時職員2名、それと時期によりまして市内一円の農地をですね、現地調査をするという業務もございますので、そのときは臨時的に更に調査を担当していただく方を2名臨時職員として雇用して対応しておるところでございます。

中島好人副委員長　今の確認ですけども、ですから正規で二人、臨時で二人、特別に増えた場合には一人増やして大体四人体制でやっていたということで、今後はそれに一人正規が増えるのか、臨時を一人減らして、全体の体制ではどういう体制になるでしょうか。

城戸人事課長　臨時職員を減らすかどうかということについてはですね、4月からですね、この新たな農業委員会法の改正に伴いまして、具体的にどの程度の業務量が増加するかっていうのはですね、まだ見てみないとちょっと私どもでは判断

できておりませんので、当面は臨時職員を減らすということは今考えてはおりません。

河野朋子委員長　よろしいですか。ほかに質疑は。いいですか。では質疑を打ち切り、討論はありますか。(「なし。」と呼ぶ者あり)なしということで採決に入ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして8番ですね。議案第31号山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。

城戸人事課長　それでは、議案第31号山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。人事行政の運営等の状況につきましては、毎年、市広報及びホームページにおいて公表いたしておるところでございますが、この度、地方公務員法の改正に伴いまして、公表する項目のうち、勤務成績の評定の項目が平成28年度より実施する人事評価の状況に改正されたこと、及び新たに職員の休業に関する状況と職員の退職管理の状況、この項目が追加されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　ありがとうございます。それでは質疑を受けます。質疑はありませんか。

笹木慶之委員　今、内容的には項目分かりましたが、あれですか、これ例えばどの程度の、どういうかな、公表するんですか。口で表現は難しいかもしれませんが。

辻村人事課主幹　まず人事評価につきましては、評価の段階がどういうものかっていう

のが多分人数を示すようになるところになります。何が何の評価、何人とかそういう公表になろうと思います。あと退職管理につきましては、地公法の改正で元職員によるあっせん等が禁止になったという、そういうところでですね、そういった状況を公表することになろうと思います。あと休業につきましては、今回でも配偶者同行休業とかありますけども、こういった休業の取得状況、こういったところを公表することになるのでは、という予定です。

笹木慶之委員　もちろんあれでしょ。様式っていうか、そういったものって皆定められているんでしょ。

辻村人事課主幹　国からの準則等がありますので、それらを基にしてまず近隣を見てですね、様式は定めたいと思います。まだ今は明確にこれの形というのはまだ、来年度からですので、今からというところです。

笹木慶之委員　はい、分かりました。

大井淳一朗委員　今の質問とかぶるところあるかもしれませんが、勤務成績が人事評価に変わることで、公表の内容っていうのは特に変わるところあるんですか。具体的にこういうところが変わるっていうとこをお示しいただければと思います。

辻村人事課主幹　申し訳ございません。具体的にちょっと明確な差異を今から確認するところです、済みません。28年度からですので、来年度末までに公表する予定ですので、済みません、今現在何が変わるかっていうのを明確にまだ把握しておりません。

中島好人副委員長　勤務成績の評定というところでは、やっぱりこの仕事というかね、言わば仕事よくできるとか、まあそんなので大体よく分かるんですけども、今度この人事評価ってなると、何をあれかっていうと、要するにね、仕事以外のやっぱりこの社会同義的なね、モラル的な問題、公務員としてのね、綱紀粛正じゃないですけども、要するに議員の場合は、議会基本条例と合わせて倫理の条例

もあるわけですけども、一般質問でも明らかになってきたように、市の職員にはそういう規定はないわけですから、その辺の状況も、今後はそういうのも評価の基準になるのかどうかっていう点ではどうなんでしょうか。

城戸人事課長　新たな人事評価制度につきましてはですね、以前からお話させていただいておりますように、職員が職務を遂行するに当たって発揮した能力、それと上げた業績、この2点から評価をするっていうふうになっておりまして、主に能力評価の項目の中にですね、勤務態度であるとかそういった項目が含まれております。具体的に倫理であるとか、そういった明確なことはございませんけども、評価項目としてはそういった勤務態度の項目の中に着眼点であるとか、そういった項目の中に含まれているものと考えております。それから職務外の行動については全てこの人事評価の対象とはしないというふうに法の制度でなっておりますので、それはまた別の判断になろうかと思います。

中島好人副委員長　いろんな意味で市の職員の果たす役割というかね、地域での世話役とかですね、いろいろなその辺での、前ね、市長、お祭りのときにね、職員がよく上がってこいって言ってから褒めていたけどね、まあちょっとそういうことも評価の基準になるのかなと思ったけども、そういうのは全然ないということですかね。

城戸人事課長　先ほど言いましたように、職員いろいろボランティア活動とかですね、地域の社会活動とかいろいろ貢献している職員はたくさんおりますけども、この度の人事評価の中にはそういった部分については評価されませんので、先ほど御紹介いただいたようにそういった場で市長が褒めていただくとかですね、そういったことが職員の励みになるのではないかというふうには考えております。

岡山明委員　私のほうから、職員の退職管理の状況ということで、今後退職される方は当然公表されるんでしょうけど、以前退職された方が対象になるかどうかと。その辺ちょっとお伺いしたいんですけど。

辻村人事課主幹　済みません、ちょっと明確に何年という資料は忘れたんですけども、退職後何年間、年数は決まっていますが、その後のあっせん状況等出てくればですね、報告するようになっていますので、それに該当すれば今後28年度からはそういう事例がもし出ればですね、個別の名称を出すわけじゃありませんけども、そういったあっせんがあるかどうかという件数的なもの、そういうのは公表されるようになると思います。

河野朋子委員長　ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。それでは質疑は打ち切ってよろしいですね。討論に入ります。討論はいいですか。(「なし。」と呼ぶ者あり)いいですか。では本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして9番にいきますね。議案第32号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。では説明をよろしくお願いします。

城戸人事課長　それでは、議案第32号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。 これは、地方公務員法の改正による適用する条項の変更及び学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴いまして、小学校に相当する義務教育学校の前期課程及びこれまで規定しておりませんでした特別支援学校の小学部を追加するものであります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　それでは質疑を受けます。質疑はありますか。

大井淳一朗委員　義務教育学校の前期課程という文言は新たに制定されたっていうことは分かるんですが、これまで特別支援学校の小学部を加えていなかった理由がもしあればお答えください。

辻村人事課主幹　これは国どおりの改正ですけども、もともとこの部分というのは存在していたわけですけれども、今回、義務教育学校の前期課程といって個別に増えたということですね。これはこの二つといい、これまでの表現だけではですね、特別支援学校の小学部が漏れてしまうおそれがあるということで、今までも含んでおったんですけれども、明示化したというところでございます。以上です。

河野朋子委員長　ほかにありますか。

笹木慶之委員　これ余計なこと聞くようですが、ちょっと何かこの改正、手薄みたいな気がして、何か漏れているのではないかなというような感じを受けるんですがね、制度的に。ほかは皆、網羅されているんですかね。これだけが突然ここでもちろんこれ法律改正ということでしょうからあれですが、ほかは全部規定されていたのかな。なぜここだけなかったかなとちょっと気になるんですが。

辻村人事課主幹　それは義務教育学校とその部分ですか。

笹木慶之委員　うん。この部分だけが。ほかのところにも影響出てくるんじゃないかなという気がするんだけど。

辻村人事課主幹　人事に関係するというのは、あとは規則等にも影響するかもしれませんけども、条例として人事で係るのはこの部分だけ。規則等では影響するかもしれません。

笹木慶之委員　ああそうか。多分規則で入ってきますね。はいはい、分かりました。

河野朋子委員長　ほかに。

中島好人副委員長　ここの説明に小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校と、これは小中一貫学校のことを指すんでしょうか。

辻村人事課主幹　小中一貫学校ですね、これを義務教育学校というふうに一応説明しています。

中島好人副委員長　説明はこういうふうにあるけども、こっちの条例でいいんですかね、その整合性のその改正前後の中に、そういう具体的な文言が記されなくてもいいということなんですかね。要するに小中一貫校、条例ないですよね。いいですよね。

河野朋子委員長　条例には義務教育学校というふうに記載されたということでいいですかね。その説明は必要ないと思います。（発言する者あり）

大井淳一朗委員　厚陽小中はあくまでも小中連携ということですので、小学校という中に入るという理解でよろしいでしょうか。

辻村人事課主幹　おっしゃられるとおりだと思います。

中島好人副委員長　当市においてはまだね、小中一貫校はないと。だけど今後できる、法の改正でそういうのを規定されたからそういうのを準備しておこうということですよね。

辻村人事課主幹　この勤務時間条例は職員に適用しますので、山陽小野田市だけじゃなくて職員は近隣から来ますので、その場でというところですね。適用する学校職員がおるかもしれないというところです。以上です。

河野朋子委員長　いいですかね。質疑を打ち切り討論に入りますが、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。討論はなしということで、本議案について

採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で可決すべきものと決しました。では10番ですね、議案第33号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。

城戸人事課長　議案第33号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の改正は、山口東京理科大学が、平成28年4月から公立大学法人として開学することに伴いまして、公立大学としての大学運営が円滑に進められるよう組織体制を支援、強化するため、職員を派遣できるよう所要の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　質疑を受けます。質疑はありますか。

大井淳一朗委員　ここでの派遣する職員の、どういった職員なのか、正職員のみなのか、それとも任期付きやら再任用というのもあり得るんでしょうか。

城戸人事課長　まず任期付きの職員を派遣するということは想定しておりませんが、可能性としては正規職員及び再任用職員は可能性としてはあろうかと思います。当面はですね、特に今大学でこれまで業務を行っておらない、こちらの山口東京理科大学で業務を行っておらない業務についての支援というような形で予定をしております。

笹木慶之委員　目前にした事象を処理するための制度と思います。ついては何人ぐらい予定しておられますか。

城戸人事課長　現時点では2名を予定しておりますが、主な業務内容といたしましては、

先ほど言いましたようにこちらでこれまで経験のない業務ということで、経理関係であるとかですね、人事給与関係、そういった資質のある職員を派遣する予定にしております。

笹木慶之委員　はい、分かりました。

岡山明委員　ついでにもう1件なんですけど、その玉突きでいくと2名本庁の職員が減るという状況で、その分の補充という考えはございますか。

城戸人事課長　特に補充は考えておりませんけども、現在の職員の中で対応するようにしております。

河野朋子委員長　ほかにありますか。

大井淳一朗委員　その派遣期間というのはある程度、目安は立てられているんでしょうか。

城戸人事課長　現時点で明確に何年というふうには定めてはおりませんが、毎年大学との間でですね、職員の派遣に関する協定書を締結することといたしております。おおむね大学で独自でその業務ができるまでというふうには考えておりますので、2年ないしは3年程度かなというふうには考えております。

河野朋子委員長　よろしいですか。

岡山明委員　今言われたようにある程度向こうの講習、そういう勉強をしないといけないと。そういう状況になると出向という形は、その可能性としてはありませんか。職員が出向するような形、職員自体の地位が変わるということはないですか。

城戸人事課長　あくまでもこの条例に基づく派遣ということでございますので、職員の地位が変わるということはございません。

大井淳一朗委員　確認ですけども、その派遣期間の間の給与の支払はあくまでも山陽小野田市という理解でよろしいでしょうか。

城戸人事課長　給与等については山陽小野田市が負担することとなります。なお、ただ大学のほうでですね、たとえば時間外が発生したとか、出張が発生したというふうな場合は大学のほうで御負担いただくようになろうかと思います。

河野朋子委員長　ほかに。よろしいですか。

河﨑平男委員　以前に東京理科大学のほうで事務職員を募集されたと思うんですが、これは何人おられるんですか。ちょっと参考までに。

城戸人事課長　実際に何人この度採用されたというのはちょっとこちらでは把握はしておりませんが、採用自体は、山口東京理科大学が採用しております。

河野朋子委員長　ほかに。よろしいですか。では質疑を打ち切りまして、討論は。（「なし。」と呼ぶ者あり）いいですか。討論なしということで、採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。それでは、11番議案第34号山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。

城戸人事課長　それでは続きまして、議案第34号山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、地方公務員災害補償法施行令

の一部を改正する政令が、平成28年1月22日付けで公布され、本条例に基づく傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率及び本条例に基づく休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率がそれぞれ0．86から0．88に変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　質疑はありますか。よろしいですかね。

笹木慶之委員　確認しますが、本日最初にやった消防の関係と全く一緒ですね。

辻村人事課主幹　消防にある特殊公務災害以外は一緒でございます。

河野朋子委員長　よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）なしですね。では本議案について採決を行います。本議案に賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。12番ですね、議案第３５号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について説明をよろしくお願いいたします。

城戸人事課長　それでは議案第３５号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の改正は、今年度開催いたしました山陽小野田市特別職報酬等審議会の答申を受けまして、所要の改正を行うものでございます。この度、同審議会において、議員の報酬、市長等の給料及び行政委員会委員の報酬の額について御審議をいただいたところでございますが、監査委員、教育委員、農業委員の報酬について、現在その１５％カットされておりますところでございますが、議員、市長等については１０％のカットということでござ

います。これと同率の１０％カットに合わせるようにという答申がなされましたので、答申内容を尊重いたしまして、この度改正をしようとするものであります。なお、これに合わせまして、現在１５％カットとなっております固定資産評価審査委員会委員、介護認定審査会委員、障害支援区分認定審査会委員についても同様の１０％のカットとするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　それでは質疑を受けます。質疑はありますか。

大井淳一朗委員　これは前から言われているところなんですが、この前の理科大の評価委員会も含めてですけれど、1日2，000円という教授とかすごい権威のある人も含めて2，000円ということなんですが、この2，000円の見直しというのはまだ全然検討はなされていないんでしょうか。

城戸人事課長　この度のいわゆる報酬等審議会におきまして附帯意見としてそこについても検討するようにという意見もいただいたところでございますので、今後検討するようになろうかと思います。

笹木慶之委員　ちょっとここで今のことで確認しておきたいんですがね、これはいわゆる報酬等審議会の審議、市長の諮問に基づいて答申があったわけですよね。この間の委員会のときに、どこまで審議をするのかと、報酬審が、ということで多少疑義があったので整理しておきたいと思うんですが、報酬審議会というのは報酬等審議会でしょ。だから報酬だけではないというふうに私は思うんですよ。だからそれに関連する事項がどこまでかということは、やっぱり的確に把握して諮問すべきだと思います。その点について少し見解を教えてください。

辻村人事課主幹　これにつきまして報酬等審議会、規則を定めておりますけども、この中では審議事項としては基本的には市長等の給料、あと議員等の報酬の額についての諮問と調査が基本的には主立っています。その他の事項ということも

ありますけども、基本はその額ということですのであくまでも議員の報酬の額と給料の額が基本で、その他の事項については基本的には附帯事項なりでもいきますけれども、審査の主な項目には入っていません。

笹木慶之委員　関連して、もうちょっと申し上げておきますが、結局なぜ報酬審が開かれるかというのは決定権を持っているものが、自分たちが自分たちのものを決めることについてお手盛りになると、それを規制するためのものであるというふうになっていますよね。だからそういったことに関連して、前回もありましたが給与等に関連する周囲の制度についても当然含まれているというふうに私は解釈をしています。ということでよろしいんですかね。余り拡大解釈をしているつもりはありませんが。

辻村人事課主幹　当然報酬、給料も含めて額と言いますけれども、トータル年収ベースとかいろいろ勘案する必要があるというところで、その他の事項にも審査、調査をします。けれどそういう意味では拡大をするつもりはありませんけども、そこまでを見た上で報酬、給料の額を決定するというところ、それが審議会の場ではないかと考えております。

大井淳一朗委員　これは少し議論になったかもしれませんが、報酬等審議会の存在、それからそこで出される答申内容について私は意見を差し挟むつもりはないんですが、その報酬審の答申というか、どこまで議論するのかということについては少し考えていただきたいと思います。というのは、よく何％カット、カットですね15％カットとか、10％カットとかいうこのカットを審議会が判断できるのか。つまり報酬は具体的にこれでオーケーですよとかいうのであれば分かるんですけど、本来支払うべきものはこれだけど、当面支払うべきはそれをカットしたものと。そういった答申がずっとなされております。これについて少し審議会の在り方というか権限というかどこまでできるのかと少し考えていただきたいんですが、この点についてはいかがでしょうか。

城戸人事課長　この度の審議会につきましても、当然本来支給すべき額というのを御

審議いただいて答申いただくというのが本来のこの審議会の目的、意義でございます。その中で今回実際に正しい報酬が幾らなのかという観点で審議をいただいたことではございますけども、いろいろな資料を見られる中で現行のカットを継続することが現状では最もふさわしいのではないかというふうな最終的な結論になったというふうに私どもも審議会にずっと出ておりまして確認しております。意見としてはさまざまな意見がございましたので、今の10％をカットした額が本来の額ではないかとかいろいろな意見が出ておりましたけども、当面は現在の報酬の額として10％を継続するということが現状の財政状況等を踏まえた上ではふさわしいのではないかというふうに意見がまとまったという状況でございます。

大井淳一朗委員　そうするとそのカットについて言及することについては問題ないと考えているんでしょうか。少しカットということがそこまでできるのかというのがちょっと思うんですよ、疑問に。カットされることが駄目、嫌とかそういう意味じゃないですよ。いかがでしょうか。

中村総務部長　今、課長も説明しましたように私もこの報酬審、5回全て出まして皆さんの意見をお聞きしたわけですが、今申しましたように10％カットした額自体が本来の額ではないかという議論もいただきました。ですから10％カットする、15％カットする、そのカット率がどうのこうのというよりはやはりその10％カットした今の現状の報酬自体が本来在るべき姿だよという意見の委員もかなりいらっしゃいましたので、これはその報酬の在り方というか、今在るべき報酬の意見をいただいたというふうには私のほうは思っております。ですから、その報酬審の意見は尊重したいというふうに思っております。なお、かつ、付け加えますとその議論の中でただそういった意見はあるにしても、やはりその議論の経過というかその辺りは残しておくべきではないかという議論もございまして、最終的には本来あるべき報酬と10％カットというような今回の答申にまとまったと。そういった経緯でございます。

大井淳一朗委員　ちなみにそのカットに言及されたのはいつからでしょうか。平成17年

の最初は私が記憶するには期末手当はなくしましょうと。ただ12か月をその分で割ったら結果的には24．999とかそういったことになったというふうに最初の平成17年の時はカットという表現ではなかったと思うんですが、いつからそのような表現になったのかお答えできればと思います。

辻村人事課主幹　カットという表現がいつからかという、当初も考え方は委員がおっしゃられましたように当初は期末手当をないということで割り戻したということですけども、それ自体がそれをカットという部類に入って表現させていただいていますので、カットという表現自体は当初からカットと。ただその考え方ですね。そのパーセンテージを出した考え方が今おっしゃられた議員の考え方であって当初からカットはずっとかっという表現で何％削減した額という表現でいかせていただいているということですね。

中村総務部長　報酬審の話が出ましたので付け加えさせていただきますと、議員の報酬についてはいろいろな意見がございました。その中で特に言われたのが政務活動費。今回大井委員にも出ていただいて、今の議員の実態を十分説明していただいて委員の皆さんにも理解されたものと思いますが、この政務活動費については余りにも低いのではないかということへの御意見がございまして、附帯意見としてこの政務活動費の充実、これが必要と考えるのでこれの拡充を強く要請するというようなことが出ております。ですから議員活動で必要な費用については、それは見てあげるべきではないかという意見が多数でございましたので、この答申を受けましてこの答申書につきましては、私、総務部長名で議会のほうにお知らせしておりますので、この辺りも議員のほうで御議論をいただければというふうに思っております。

中島好人副委員長　政務活動費なんかで特に問題が起こってくるのが、領収書との兼ね合いですよね。ですから旅費規程の実費制というか、その辺での検討というかその辺の状況についてはどういうふうになっているのでしょうか。

古川議会事務局長　これは、この議案に直接関係ないんですが、政務活動費につい

てどのように取り扱うかというのは議会サイドの問題でして、人事サイドで扱うことではないので私のほうが回答させていただきます。先ほど中村総務部長のほうから報酬審の附帯決議の中で政務活動費の額について検討する必要があるという文書を総務部長から事務局長名でいただきました。これにつきましては今あり方特別委員会のほうで定数、報酬並びに政務活動費について検討するようになっておりますのでそちらのほうで1年掛けて検討していただくという形になろうかと思います。その中で政務活動費の領収等々の取扱いについても議論がなされるべきであるというふうに考えますので、執行部のほうの答弁はちょっと難しいんじゃないかと思います。

河野朋子委員長　ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切りまして討論はないですか(「なし」と呼ぶ者あり)では、討論なしということで本議案について採決いたします。本議案に賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。もう一つありますね。13番、議案第３６号、山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について説明をお願いいたします。

城戸人事課長　それでは議案第３６号山陽小野田市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について御説明申し上げます。この制度は、まず国家公務員につきまして配偶者同行休業制度が創設されました。公務員の休業に関する制度といたしまして国と地方の均衡を図るという観点から、地方公務員法の一部改正に伴いまして、新たに創設された制度でございます。配偶者同行休業制度につきましては、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度でございます。仕事と子育て等家庭生活の両立を支援し、配偶者の海外への転勤に伴う職員の離職への対応として、有為な職員の継続的な勤務を促進し、復帰後に当該職員を活用することによって公務の円滑な運営に資することを目的とす

るものでございます。具体的な内容といたしましては、配偶者の国外への転勤等に同行する場合、３年を超えない範囲内で休業を認めるものでございますが、休業期間中の給与の支給はございません。なお、昨日の本会議におきまして、議員より、条例第２条の関係「承認することができる」という表現についての御意見を賜ったところでございますけども、この制度につきましては、職員からの申請に基づく任命権者の承認行為によるものであるということでございます。また更にこの条文につきましては、「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第３条」の規定及び「地方公務員法第２６条の６」に定めるいわゆる条文でいいますと「任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、３年を超えない範囲内において配偶者同行休業をすることを承認することができる。」という法律の条文を引用しております関係で、現在のところこの条文を修正するという考えを持っておりませんけども、一番前段で御説明いたしましたとおり、本条例の意義、あるいは目的というのが、配偶者同行休業制度を設けることによって、配偶者が海外への転勤等によって職員が離職を余儀なくされるということを防ぐと言いますか、有為な職員の継続的な勤務を促進するという、それで公務の円滑な運営に資することを目的とするものでございますので、御理解のほどをお願いしたいというふうに考えております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　ありがとうございました。それでは質疑を行います。質疑はありますか。

大井淳一朗委員　確認ですけど、あくまでも両方が職員ではない場合も含める。つまり、パートナーが民間で職員が、その民間のパートナーが海外に行った場合も含むということでよろしいでしょうか。

城戸人事課長　そのとおりでございます。

大井淳一朗委員　今までそういったケースってありますか。やはり今までは退職していたんでしょうか。それについて。

城戸人事課長　これまでは退職しておりました。

大井淳一朗委員　3年を超えない範囲ということなんですけども、3年を超えた場合の取扱いはどのように考えているのでしょうか。

城戸人事課長　これは法的にも3年を超えない範囲となっておりますので、3年を超えた場合は、これはもう退職はやむを得ないかというふうに考えております。

河野朋子委員長　ほかに。よろしいですか、質疑なしですね。はい、じゃあ質疑なしで討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）なしですか。では採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。これで全部終わりましたね人事関係。はい、お疲れさまでした。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

河野朋子委員長　再開いたします。審査番号の14番、議案第45号山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。それでは執行部の説明をよろしくお願いいたします。

笹村学校教育課長　それでは議案第45号山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この度の条例改正は、「いじめ調査検証委員会」と「いじめ問題調査委員会」の2つのいじめに関する委員会を附属機関として設置するものであります。別紙参考資料を御覧ください。いじめ防止対策については、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それを受けて、本市では平成26年4月に「山陽小野田市いじめ防止基本方針」を策定したところです。この法律では、いじめを防止するための機関を設置することとなっており、本市では学校に「いじめ対策委員会」を、教育委員会には「いじめ問題対策協議会」を設置し、定期的な情報交換等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めております。こうした取組を行う中、いじめによる重大な事案が発生した場合は、教育委員会に「いじめ問題調査委員会」を設置し、その内容を調査の上、市長に報告することとなっており、また、市長は、その報告を受け、その調査内容について再度調査をすることが必要であると判断した場合は、附属機関等を設置するなどの方法により、再調査を行うことができる仕組みとなっています。現在、「いじめ問題調査委員会」は要綱により設置していますが、単なる調査機関ではなく、場合によっては答申する性格も有することから、附属機関にするほうが望ましいという国の見解を受けて、この度、附属機関とするものであります。また、再調査を行う機関である「いじめ調査検証委員会」は、設置が義務付けられているわけではありませんが、重大ないじめ事案が発生し、再調査が必要な場合に、迅速かつ適正にいじめの再調査に着手できるように附属機関として設置しておくものです。なお、「いじめ問題調査委員会」は学校教育課が、「いじめ調査検証委員会」は総務課が所管いたします。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

河野朋子委員長　ありがとうございました。それでは質疑を受けます。質疑はありますか。

大井淳一朗委員　要綱設置から条例設置ということでございますが、この附属機関に定めることをもって終了なのか、設置条例か何か考えてるんでしょうか。

笹村学校教育課長　これを受けて規則を作る予定です。

河野朋子委員長　ほかに質疑はありますか。

河﨑平男委員　このいじめ調査検証委員会については、総合教育会議の関係で市長部局ということでありますか。

笹村学校教育課長　検証委員会のほうは、教育委員会のほうで設置しております調査委員会の調査結果を報告した上で市長が必要であるという場合に再調査をする機関であります。それと総合教育会議と直接結び付いているわけではございません。

河﨑平男委員　総合教育会議ではいじめに関わるものについては、市長部局総合教育会議で検証するというような文言がたしかあったと思うんですが、それについてこれとは関係ないということですか。

今本教育部長　今、附属機関にしようとするのが調査委員会と検証委員会というのがあります。調査委員会というのは重大な事案が発生したとき、重大な事案というのは児童生徒の生命、財産を脅かされるとか長期間の、30日以上の欠席だとかそういったものを重大事案として捉えています。そういった事案が起きた場合にいじめによるそういった事態が起きた場合には教育委員会でまず調査をします。その調査に基づいて市長に報告するわけですが、その後市長が必要と認めれば教育委員会の調査について検証するというのがこの検証委員会です。総合教育会議で、いじめの問題も取り扱いますけども、この調査検証委員会というのとは全く別物というふうに考えていただければと思います。この調査検証委員会はいじめの重大事案が発生して教育委員会から調査の報告があって、それを検証する委員会であると。ですから第三者の方を入れた中で弁護士だとかほかの外部の方を入れて検証するという形になります。

笹木慶之委員　このいじめの委員会それから問題調査委員会、それから検証委員会にかけられればいいんですが、その手前の問題ですよね。問題はそこが一番問題だと思うんですが、いわゆる事案として取り上げられればそれから解決策のほうに向かっていくということですが、一番初動体制が大事と思うんですが、そのこととこれとはどのような結び付きがされているんでしょうかね。

今本教育部長　いじめにつきましては、市が先ほど課長が説明しましたようにいじめ対策の基本方針作っておりまして、各学校で方針を作っております。学校の中でいろんな連絡会議を、いじめ対策委員会とかそういうのを定期的に行う中で小さないじめについて学校の中で対応するように今組織的にはやっております。その学校内部の問題、市内全体の協議をする場として教育委員会でいじめ問題対策協議会というので各学校との連携を取りながら、情報交換しながらこういったいじめが発生しているとか、そういう各校の情報を得ながら学校の中でいじめの防止について努めておると。ここの現在出ております検証委員会と調査委員会というのは各学校で小さないじめはそれぞれの学校で対応するわけですけども、重大な事案、先ほど言った重大な事案が出てきたときにこの委員会が機能するという形になります。

笹木慶之委員　あえてここで話を出すわけですが、先般あるとんでもない事案が起こりましたよね。学校現場で。これは先生と子供との関係の問題、報道されましたよね。いじめというのは子供対子供だけではないということもあるということですか。その辺りちょっとお聞かせください。

江澤教育長　全国の教育関係者に衝撃を持ってこの問題は取り上げられているわけですが、某市では第三者委員会、いじめ調査検証委員会に相当するもの、これを立ち上げるというふうに報道では言われております。ですから子供対子供とかそういう余り限定するとそれが本当は違っていたのにということになりますからそうでなしにその子供に起こった状態の深刻さからとにかくきちんと調べるという態度だと多分思います。我々もこのいじめ問題調査委員会及びいじめ調査検証委員会もそういう態度で接したいと思います。

笹木慶之委員　よく分かりました。私はそこは非常に大事なところだと思うんですね。だから一つのきっかけではなしに複合的なきっかけによって起こるということがありますからやっぱりそれはきちんと調査をして複合的な要素を取り除かないと次の段階に行ってしまう可能性がありますので、是非この委員会の中ではそういう形で物事処理に当たっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

河﨑平男委員　この調査委員会また検証委員会構成とかメンバーとかはどういうふうな形に予定しちょってんですか。

笹村学校教育課長　まず教育委員会のほうに設置される調査委員会についてですが、15名程度を考えております。中身としては、学校の校長それから生徒指導主任等の関係者、教育委員会の事務局並びに教育や法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識を有する者ということを考えております。また市長部局のほうに設置される調査検証委員会については5名を考えております。教育、医療、心理、福祉等についての専門的知識を有する者ということにしております。

河野朋子委員長　ほかにありますか。いじめ問題調査委員会というのは既設と書いてありますけど、まだ構成とかその辺りはなされてないということですか。

笹村学校教育課長　起こった事案でありますとか内容によってメンバーも変わってくるものでございますので、メンバーについてはそのときに選んでいくということになります。

河野朋子委員長　検証委員会についてもその事案によってメンバーが変わってくるというふうに理解していいですか。

笹村学校教育課長　そうでございます。

大井淳一朗委員　参考までにこのいじめ問題調査委員会、現在は要綱設置の状態でございますが、近年この調査委員会が立ち上がったのか、この点についてお答えください。

笹村学校教育課長　一応要綱では設置しておりますが、重大事案といったものが発生しておりませんので、実際に動いているということはございません。

中島好人副委員長　いじめ、いじめ、いじめ、いじめとこうなっているわけですけども、名前は変えられないものなんですかね。僕はいじめというのは一定の概念みたいなものがあるんですね。言葉とか暴力とかいろんないじめという概念。今いろんな事件を考えてみると例えば家庭の中ではしつけと称して具体的にはいわゆるいじめがもう一つ最近の事件では中学校のときに万引きをしたということでそれがなかったことによって消されてなくて、それで高校を受けられなくて自殺をするという事件、しかしそういった事態を親にも言えない子供の悩みがそこにあるわけですよね。ですから子供の命を守る観点で取り組む、寄り添っていく、本音が話せる、学校の先生には本当のことが言えない、親にも言えない、そういったところにどうやって悩む子供が自由に話せる雰囲気というか、そういう体制こそが僕は今必要ではないかと思って、ここ同じような委員会が、委員会がってね。ここに本当に子供が、未然に防ぐって体制があるわけでしょ。一番大事なのは起きてもすぐそういうような体制ができる体制とか、未然に防ぐ体制。名前から入ったんですけど言いたいところはその辺のところなんですけどそういうところの状況はどうでしょうか。

笹村学校教育課長　この条例化はあくまでも平成25年に、公布された「いじめ防止対策推進法」に基づくものでございます。しかし今副委員長さん言われたようにいじめじゃなかったら何もしないのかということでは本当はまずいと思うんですよね。あくまでもいじめについてはこの法律に沿って条例化し、附属機関を設置してやっていくということではありますが、それ以外についてもやはり子供のそういった悩みであるとかいろんな課題に対してしっかりそれを受け止めることは必要であるし、いじめじゃないから何にもしないということではないということになります。

あくまでもこのいじめの中での動きであると。それ以外のことはそれ以外で今の学校であるとか関係機関が連携してしっかりと対応していく。こういう必要はあると思います。副委員長さん言われるとおりだと思います。

中島好人副委員長　必要はあると思いながら現実的にはそういう体制は作られているのかどうかという点はどうなんですか。

笹村学校教育課長　学校のほうでいじめの未然防止はやっております。でもそのいじめというのがですね、いじめだけに対応してそういう未然防止をやっているかというとそういうことではなくて、定期的な教育相談であるとかあるいは生活調査であるとか悩み調査であるとかいったようなことを通して子供の状況をしっかり把握して対応しております。関係機関との連携が必要な場合についてはいろんなところと情報を共有しながら進めていくというような組織的な体制もできております。

河野朋子委員長　今回は重大な事態が発生した場合に備えての附属機関の設置というところで質疑があればまだ受けますけども、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りまして討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。では入れ替わりがありますかね。

（執行部入替え）

河野朋子委員長　よろしいですか。それでは15番、議案第４７号新市建設計画の変更について執行部の説明をよろしくお願いいたします。

川地総合政策部次長兼企画課長　それでは議案第４７号ですが、平成１６年１０月に小野田市・山陽町合併協議会が策定した新市建設計画の変更についてでございます。新市建設計画は、合併後の山陽小野田市におけるまちづくりの基本方針とそれに基づく主要施策を定めたものでございます。現在本市では、平成３０年度からの山口東京理科大学薬学部開設に向けて校舎等の整備事業を計画しております。同事業は市の均衡ある発展を図る事業として、合併特例債を財源とする予定といたしております。このためには、新市建設計画に合併特例債の活用が予定される事業を掲載しておく必要があるため、同計画に大学施設整備事業を追加し、これに伴う財政計画の変更を行うものでございます。この変更に当たりましては、市町村の合併の特例に関する法律第５条第７項の規定におきまして議会の議決を求めるよう定められております。なお、本議案を提出する上では、同法第５条第８項に「あらかじめ当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない」と規定されておりますので、山口県と協議を行い、平成２８年１月２１日付けで山口県知事から「異議なし」との回答を受けておりますことを申し添えさせていただきます。では、変更内容について御説明しますので、お手元の議案第４７号参考資料の１ページを御覧ください。新旧対照表でございます。この新旧対照表は左側が変更後、右側が変更前の内容を示しており、内容としましては、新市建設計画の「第５章　新市の主要施策・主要事業」の７つのまちづくりの基本方針のうち、「３　夢と生きがいをもち、魅力と個性ある教育・文化づくり」の方針の部分を抜粋したものでございます。この方針における４つの施策のうち、「（1）確かな学力と生きる力を育む学校教育の充実」の記述の最後の部分に、「また、山口東京理科大学においては、教育研究環境や施設の充実を図るとともに、地域の人材育成、学習機会の提供に努めます。」との文言を追加いたすものでございます。次に、２ページをお開きください。続く表の整理におきまして、「（1）確かな学力と生きる力を育む学校教育の充実」の施策に対応する事業において、「大学施設整備事業」の文言を加え、事業として追加するもの

でございます。次に、参考資料の３ページ、４ページでございますけども、こちらは財政計画別表の変更前と変更後を添付させていただいております。財政計画の数値につきましては、この度平成２５年度及び平成２６年度は決算額に、平成２７年度については決算見込額に変更しております。また、２８年度以降については、これまでの決算の状況を考慮した上で、市税の税制改正等に伴う新たな情勢の変化等を加味し、山口東京理科大学の公立化及び薬学部設置に伴う財政規模の変化のほか、地方創生の事業推進等を勘案しつつ、推計を見直したところでございます。なお、この財政計画につきましては、山口県との協議の関係から改訂作業を昨年１２月に行ったこと及び各年度の最終的な決算額を見込んでいることから、平成２７年度の３月補正後の予算及び平成２８年度予算とは若干の差異が生じておりますが、県から地方交付税の積算手法や一般財源、財政収支の推測に大幅な差異が生じない限りは特に支障はないというふうに聞いております。新市建設計画の変更後におけます合併特例債の発行累計予定額は、発行可能額と同額の１５８億３，０００万円となっております。合併特例債は有利な財源ではございますけども、当然、事業実施におきましては合わせて一般財源も必要であり、かつ、後年度の公債費の償還も生じますことから、適切な事業費を見積もり、財政状況の推移を注視しながら、最小限の経費で最大限の効果を生むように努めてまいる所存でございます。説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長　ありがとうございました。それでは質疑を受けます。質疑はありませんか。

大井淳一朗委員　この新市建設計画の変更なんですけども、これは今言われたように薬学部の建設も含めた計画と考えてよろしいでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長　そのとおりでございます。

大井淳一朗委員　昨日理科大の件で少し議論になったんですが、中期目標にしても中期計画にしてもまだ今薬学部は認可されていないのでそれを除外した形で中期目標と中期計画を立てなきゃいけない。認可された後に更に組み返すといった対応だったんですが、そのこととこのことと整合性はいかが考えているでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長　財政計画につきましては、先ほどお示しをいたしましたとおり、薬学部の設置につきましては合併特例債を活用いたしております。当然この辺を見込んだ財政計画といたしておりますので、この財政計画につきましてはあくまでも薬学部設置についての数値を見込んだということで県とあらかじめの協議は済んでおります。

大井淳一朗委員　今回の変更なんですが、変更前と変更後を見てみますと平成２５年度から既に数値が変わっておりますが、これは何か理由があるんでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長　財政計画は今回３回目の見直しでございます。２回目の平成２５年度の見直しにつきましては当初合併特例債を使う期間が１０年間でございました。それを５か年延長になりましたので、平成２５年度の見直しについては期間を５年間延長したという見直しを行っております。そのときに財政計画も見直して数値を変えているということでございます。

大井淳一朗委員　大学薬学部建設に伴いこのような改訂をされましたが、ちょっと私の記憶違いだったらごめんなさいね。いわゆる給食センターがなった場合、新市建設計画最初の合併時における計画時に想定してなかったのではないかといった指摘があったんですが、それはどうクリアされたんでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長　給食センターにつきましては、新市建設計画

の文言の中に学校施設の整備、充実というのが入っておりまして、その文面から読み取れるということで判断をいたしておりますので、変更見直しはいたしておりません。

笹木慶之委員　金額的にも入っているわけですか。財政計画にも入ってますか。

川地総合政策部次長兼企画課長　金額につきましては、先ほども言いましたように昨年の１２月に改定いたしておりますので、１２月に改定した部分での事業費という形で見込んでおります。

大井淳一朗委員　埴生までは多分入っていると思うんですけど、実はまだ特例債はあり得るんですよね。それがあれば当然これをまた変えるようになるんでしょうか。

川地総合政策部次長兼企画課長　先ほども御説明いたしましたようにこの財政計画では本市の発行可能額でございます１５８億３，０００万円を全て見込んでおりますので、今のところこれ以上に出るというふうには考えておりません。

河野朋子委員長　ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切りまして討論はないですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）討論もなしということで本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長　全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。１０分間休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時10分再開

河野朋子委員長　それでは、ここからは所管事務調査ということで、埴生地区の公共施設の再編事業、これについて先日から委員会のほうで調査しておりますけれども、それの第2回目ということで、調査をいたしたいと思いますので、執行部の皆さんよろしくお願いいたします。先日、本会議でも報告しましたが、所管事務調査の報告ということで埴生の件については、委員会を開きましたことについて本会議で報告した内容については、皆さん御存じのように、議員のほうからいろいろと質疑がたくさん出まして、それを受けてまた総務の委員会を開いて、意見交換したところ、やはりまだ十分、1回しかそういった経緯を聞いておりませんし、あれだけほかの議員からいろんな意見が出てことを受けて、このままではというような皆さんの意見がありましたので、申し訳ありませんが再度、確認したいことやちょっと調査したいということが出ましたので、時間を取っていただきまして申し訳ありません。そういうことですので前回のときに経緯など一応全部説明していただいておりますので何か補足があれば更にしていただきますが、もし前回に引き続き何か補足があれば。

尾山教育総務課長　本日資料を新たに配布させていただいております。これを最初に御説明させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。表紙が総務文教常任委員会埴生地区公共施設再編事業資料と書いてあるものになります。1ページをお開きいただきたいと思います。事業の全体像でございますが、私のほうからは、埴生小・中学校整備事業のほうを御説明させていただきますけども、この事業は、市内の学校施設の中で、唯一、柱、はりなど建物の主要構造部分の耐震化が済んでおらず、26年度に行った耐力度調査の結果、建物の耐力が基準を下回っていた埴生小学校の校舎を建て替え、児童等の学校生活における安全性を確保し、併せて国や県が進める小中連携教育の充実強化を図るため、埴生中学校の用地を広げて埴生小学校の校舎を建て、埴生中学校の校舎を改修し、小中一体型の学校施設にするものです。これまで学校施

設の建設は多額の費用を要するため、従来から国の補助金と財政上有利な市債を活用して負担の軽減に努めてきております。合併特例債の活用期限を踏まえると、スケジュール的に昨年中に地元と基本的合意を得る必要があり、埴生地区公共施設再編に係る意見交換会で地域住民や保護者と意見交換を行ってきました。その結果、教育委員会からお示しした素案に対して、参加者の大方の賛同を得られたと受け止めております。埴生の意見交換会が昨年11月に終了した後、翌12月に埴生小、埴生中、津布田小学校の3校に赴き、教職員を対象に説明会を開き、今年の1月から2月にかけて、参観日やPTA役員会の日に、その3校に赴き、保護者を対象に説明会を開き、素案を説明いたしました。先日の一般質問でお答えいたしましたように、説明会では質問や要望が出ましたけれども反対の声はありませんでした。

ここから配布いたしました資料に基づき御説明させていただきます。1ページになりますけども事業の概要についてでございます。最初の黒い丸の「校舎・グラウンドの配置図(案)と校舎の平面図(案)」の中身については後ほど御説明させていただきますけれども、その案は現時点のものであり、正式には今後、プロポーザル方式により設計事務所から提案を受け、関係者と協議、検討し、設計事務所が図面化します。その協議、検討する関係者とは、二つ目の黒い丸の埴生地区公共施設建設委員会のメンバーであり、埴生小、埴生中、津布田小の教員・保護者、地域の学校支援協力者、支所・公民館利用者、市教委、設計事務所を予定しております。三つ目の黒い丸の「現時点の案」についての説明は後に回させていただき、四つ目の黒い丸の「通学路の安全確保」につきましては、25年度から新たな取組として、教員、市教委、警察、道路管理者が集まって、現地確認、安全対策の検討、関係先への改善要望に取り組み始め、今年度から「山陽小野田市通学路安全推進会議」を立ち上げ、メンバーを増やして取組を強化いたしました。埴生校区では、工事中のものを含め、歩道の設置、横断歩道の新設、路面に通学路の文字表示が実現しており、引き続き安全性の向上に努力してまいります。次の黒い丸の「学校の形態」は、国や県が進める小中連携教育の効果が最も期待できる施設一体型の小中連携校とします。事業の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間。総事業費は、約18億7，000万円を見込んでおります。事業の主な予定は、4年後の平成3

2年4月から11月に掛けて、小学校の移転開校、中学校校舎の改修完了、現小学校校舎の解体完了というスケジュールを立てております。

続いて現時点の案を御説明いたします。4ページをお開きください。「埴生地区公共施設再編事業　配置図(案)」と題した、この図面には、埴生小・中学校と埴生地区複合施設の二つを描いております。学校と複合施設を1か所に集約していることから、プロポーザル方式により設計事務所から提案を受けて、小中連携とともに学社融合を図れる施設となるよう、基本設計において一体のものとして検討する考えです。複合施設については後ほど、社会教育課から御説明させていただきます。この図面の向きは、上が北の方角で山側、下が南の方角で海側になります。学校用地は、図面中央の現有地だけでは狭いため、図面右上の購入予定地の文字がある太い実線で囲った約6，400平方メートルの現況農地である土地を取得し、既存のグラウンドと高さがそろうように造成し、サブグラウンド、遊具、駐車場などを整備いたます。そして、現在のグラウンドをメイングラウンドとし、サブグラウンドとともに、小中で共用いたします。その面積は、1ページをお開きください。中ほどの表の右半分に記載しておりますように、メイングラウンド約6，800平方メートル、サブグラウンド約5，500平方メートルあり、合わせると1万2，300平方メートルとなります。この広さは、文科省基準の2倍に相当いたします。次に、再び4ページをお開きください。校舎は、現在の3階建ての中学校の校舎を一部改修して生徒棟とし、その手前に同じく3階建ての小学校の校舎を建て、小中の校舎を東西2か所の渡り廊下でつないで、施設一体型にします。東側の渡り廊下は各階を結ぶ3層構造とし、西側の渡り廊下は、耐震補強した中学校の校舎の構造上の理由により2階と3階の壁に開口部を設けられないため、1階だけをつなぎます。そのほか、テニスコートの一部を駐車場にし、複合施設の利用者にも開放します。なお、この開放に伴って、児童生徒や複合施設利用者と車が接触することを防ぐため、駐車場の周囲にフェンスを設置するとともに、南側の国道から校門までの上り坂約40メートルに歩車分離用のフェンスを設置して、歩行専用の通路を確保し、通行の安全性を向上させます。次に、学校用地の外周のところどころに矢印2本を上下又は左右の向きで書いております。これらが敷地の出入口で、この場所で良いかどうか、常時使用するかどうか、建設委員会や学校で検討してまいります。次

に、6ページをお開きください。埴生小・中学校児童棟の平面図（案）です。児童棟の間取りは、下の1階には左から、小中共用の図書室、小学生の昇降口、小中共用の保健室、事務室、校長室、職員室、相談室を配置します。真ん中の2階には、小学生の特別支援教室、普通教室、少人数指導教室、上の3階には小学生の特別支援教室、普通教室、少人数指導教室を配置します。一つ前の5ページをお開きください。埴生小・中学校生徒棟の平面図（案）です。紙面の右半分に現在の間取り、左半分に改修後の間取りを描いております。また、改修を行う部屋には、四方の壁伝いに短い斜線を連続して描いております。左半分の改修後の間取りで御説明いたしますと、下の1階には左から、小中共用の教職員の休憩室、会議室、小中共用の音楽室、小学生の理科室、中学生の特別支援教室、小中共用の放送室、中学生の昇降口、生徒会室、小中共用の図工室・技術室を配置します。真ん中の2階には、中学生の理科室、小中共用のコンピューター室、中学校の相談室、普通教室、少人数指導教室、小中共用の美術室を、3階には、小中共用の家庭科の調理室、被服室、中学校の特別支援教室、普通教室、少人数指導教室を配置します。次に、二つ前の3ページをお開きください。事業の5年間のスケジュールを御説明いたします。上の黄色の部分は年度で、左から28、29、30、31、32年度の順に並べております。次に、薄い緑色の部分は、複合施設と小中学校で一緒に進めていくもの。別々に進める方がよいものは、複合施設のものをその下の水色の部分に、学校施設のものをその下の薄い茶色の部分に記載しております。議会議決が必要なものとして、各年度の予算のほかに二つあり、薄い緑色の上から四つ目、4番の議会議決は学校用地の取得について、下の薄い茶色の下から四つ目、22番の議会議決は児童棟の建築工事の請負契約の締結について、を予定しております。大まかな5年間の流れは、28年度に用地の取得と基本設計、29年度に実施設計、30年度から31年度に掛けて児童棟の建設と生徒棟の改修、取得した用地の造成、グラウンド・駐車場等の整備、32年度に生徒棟の改修を予定しております。次に、2ページをお開きください。概算事業費を御説明いたします。1年目の28年度は、用地全体の測量調査と取得する農地の土地鑑定評価に944万8，000円、基本設計に1，505万2，000円、購入した農地を学校用地に変更する造成工事において、田畑の土を区域外に搬出処分する

ことが想定され、この行為に対し、県から土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の可能性がないかを調査するよう命じられた場合、対応するための土地の履歴調査費として107万円、農地の取得に6，400万円、基本設計を行う設計事務所を選定するプロポーザル審査会の外部委員2人の謝礼として2回分8，000円、職員の時間外勤務手当、参考図書の購入費等として30万円を28年度当初予算書に計上しております。次に、29年度は校舎が建つ場所等の地質調査、実施設計、建築確認申請などに8，617万4，000円、30年度は児童棟の建設、用地の造成を中心として6億9，361万円、31年度は児童棟の建設、生徒棟の改修、グラウンド・フェンス、駐車場等の整備を中心として7億8，790万4，000円、32年度は生徒棟の改修、現小学校校舎の解体を中心として2億772万4，000円の総事業費18億6，529万円を見込んでおります。なお、特定財源として、文科省の学校施設環境改善交付金、合併特例債、学校施設等整備事業債等を活用し、できる限り一般財源投入の抑制に努めてまいる所存です。最後に、去る1月18日に開催された、この委員会で、厚陽小・中学校における小中連携教育の検証と成果を報告するよう求められましたので、遅くなりましたが、学校が作成した「教育活動の評価と検証」と題した報告書を取り急ぎ、別冊で提出させていただきます。報告書の表紙の下の余白に米印で、「教育委員会で評価数値を加筆し、完成させる予定」と書いております。完成いたしましたら、改めてこの委員会に提出し、説明させていただきます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

和西社会教育課長　引き続きまして私のほうからは、埴生地区複合施設整備事業について御説明申し上げます。この事業は、平成27年11月までの14回の地元意見交換会を経て、埴生中学校南側の休耕田を取得し、支所、公民館、児童クラブ室の三つの機能を合わせた施設を建設する案を元に、平成28年度予算において計上しているものです。資料4ページをお開きください。埴生中学校南側の民有地、3筆ありますが、登記面積の合計2，776平米を取得し、配置案のように複合施設棟を鉄骨造平屋建てで建設することを予定しております。御覧のとおり、小中学校と近接して、一つのエリアに建設することから、教育委員会としては、中教審や文科省が示している新たな教育方針（次世代の学校・地

域創生プランなど）つまり学校を核とした地域創生を進めていく上で、埴生地区は大きな教育上のアドバンテージを得ることができると考えております。資料8ページをお開きください。意見交換会で示されました施設平面図（間取り）がこちらになります。支所には、事務所スペースのほか相談室や文書庫を備え、公民館には、団体企画室、和室、調理実習室、間仕切りによって広さが可変する多目的室、会議室、ロビー及び図書コーナーで構成される予定です。また、児童クラブ室は、事務室や静養室を備え、公民館部分とは別に、児童用のトイレも設置することとしております。これをベースに、これから基本設計を練るわけですが、先ほど教育総務課が説明したとおり、プロポーザルによって設計事務所を選定し、地域と学校がより連携しやすいハード整備の提案を受けたり、建設委員会を通じて、更なる地元要望、意見を集約して満足度の高い施設にしたいと考えております。資料3ページを御覧ください。スケジュールについて御説明申し上げます。現埴生公民館の解体まで含めた事業全体の工程は、平成28年度から32年度の5か年間です。平成28年度に用地の取得を行って、地質調査と基本設計を実施、29年度には土地造成工事とともに、建物の実施設計を行いたいと考えております。建築主体工事を30年度から取り掛かり、31年度上半期までに完成させ、完了検査の後、引渡し。引渡し後に外構工事やイントラネットの敷設替え等、開館に向けた工事を行って、31年度末に開館予定です。32年度に既存施設の解体工事、解体後に舗装工事等を実施する計画としております。資料7ページをお開きください。概算事業費について御説明申し上げます。平成28年度予算の内容としましては、用地の購入を行うこと、複合施設の建設に伴う地質調査を実施すること、埴生小中建設とともに基本設計を作成することの大きく分けて三つです。用地購入に係る経費として、測量調査委託料148万円、土地鑑定評価委託料45万6，000円、用地購入費3，836万1，000円、家屋補償費用269万5，000円、家屋補償算定業務委託料54万5，000円、農地転用資料作成業務委託料10万8，000円、事業認定申請業務委託料300万円、新聞広告料10万円でございます。地質調査業務委託料は、825万円、基本設計業務委託料729万円、加えて、時間外勤務手当と消耗品費30万円を合わせまして6，258万5，000円を計上しております。平成29年度には、造成工事と実施設計を経費の中心として、7，571万6，000円、

平成30年度、31年度は、施設建設工事を主として、それぞれ、3億236万1，000円、3億3，477万5，000円を見込んでおります。平成32年度の経費は解体工事を主に3，028万2，000円で、トータル8億569万9，000円であります。スケジュールは3ページにそれぞれ落とし込んでいるところです。財源は、合併特例債、地域活性化事業債、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、放課後児童クラブ施設整備費補助金、まちづくり魅力基金を充て、一般財源の縮減を図りながら、進めていく予定としております。私からは以上です。

河野朋子委員長　説明は、補足は以上ですかね。新たにスケジュールも出していただきましたし、厚陽の評価と検証というのも求めていた資料として出していただいておりますので、今の説明を合わせて委員から質疑を受けます。

河﨑平男委員　先日の意見交換会等で、最後に出た意見の中でですね、車の確保をするために、駐車場が100台以上というか、形で整備はどうか、これにもって皆さんが賛成するというようなことを言われておりましたが、駐車台数はどのように理解したらいいんですか。

尾山教育総務課長　4ページに配置図をお付けしております。複合施設のところのすぐ横に駐車場。それから学校の校門入って、3か所に駐車場。100台に達するかどうかというのは、またこの建物の配置がどうなるかによっても変わってまいりますので、一概に言えませんけれども、そこに近い、近いと言うか、80から100、その辺り努力して実現していきたいというふうな考えではおりますけども。合わせてですね。

大井淳一朗委員　前回の委員会で指摘があったところ、現地調査した上で、懸念があったのは、例の通学路と結局学校と複合施設の利用者が車の安全ですね、通学路が狭いではないかといった指摘があったんですが、その後検討された結果、どのような対策を打たれるか、お答えください。

尾山教育総務課長　今、教育委員会限りで考えておりますのが、4ページの矢印で書

いておる出入口から、どのように校舎に入っていったり、複合施設の建物に入っていったり、あるいは出ていったりということになってまいりますけども、先ほど申しましたように、歩車分離のフェンスを設けるとか、駐車場のところはフェンスで、車の出入りするところは、フェンスは設けられませんけども、その他のところは、周囲はフェンスで囲っていくとかいうようなことで、安全を守っていきたいと思いますし、子供たちはこの駐車場のフェンスの外側を通って、校舎のほうに向かうというようなことから、2か所出入口を設けておるところでございます。

大井淳一朗委員　前回入るところが1か所しかなかったということが問題だったんですが、その後少しここで言えば、購入予定地の右側かな、あそこに入り口を作ったと、そういった対応をしたという理解でよろしいでしょうか。

尾山教育総務課長　はい。おっしゃるとおりでございます。

大井淳一朗委員　6ページですね。児童棟。これを新たに建てられるということでございますが、1階にあります図書室、これを小中で合わせて使うというふうに見たんですけども、この点についてですね、前回の本会議の初日で、図書室を一般開放するということも、意見交換会の中で出されたんですが、この辺りについては、どのように今考えておるでしょうか。

江澤教育長　学校施設の開放が文科省のほうは、今までの開放から一歩進めてと求めております。ですから全ての施設は開放していくという方向になるわけですが、しかし先ほどの説明のときに、複合施設といいますか、公民館のほうに図書コーナーというところをちゃんと作ります。一般の地域の方は、やはりそれなりの社会人用の図書が必要なわけで、一般開放すると言いましても、そこをちゃんと使って、そこの地域の人用というふうにきちんとするなら、そういうものも必要になってくるわけですが、今のところは公民館に、そういう図書コーナーをきちんと設ける予定ですので、それは余り必要ないんじゃないかなというふうに思います。ただ地域開放ということは、学校の図書館というのは、いろんな地域の方が集まりやすい場所として、いろんな学校で皆さん来られてますし、それはしっかり地域開

放していくということになろうかと思いますが、地域の図書館としての機能をそこに持たせるかどうかというところを今、聞かれてると思うんですが、それは今まだはっきり断言はできませんが、先ほどの公民館の図書コーナー、これがあるということから、しっかりしたものに、地域の図書館にしなければならないというふうには現在のところ考えておりません。

大井淳一朗委員　と申しますと前回まではですね、意見交換会の段階では図書室を一般開放するといったことが出されたものですから、何て言うかな、もちろん善良な方がほとんどでしょうけど、児童の安全面とかいうことが指摘されました。今の教育長の答弁によりますと、新たに造られます複合施設の図書コーナーで基本的に対応する。ただ地域の方が集まって、何か定期的にやられる場合があれば、その限りで図書館を開放していくと、そういった理解でよろしいでしょうか。

江澤教育長　定期的に集まりがあればということではなしに、今求められているのは、学校施設というのは、そういうことじゃなくてもどんどん来てもらうと、どんどん入ってもらうと、そういう開放の仕方でございます。ですからそういう開放の仕方になろうと思います。それは学校のいろいろな施設全てでございます。そして学校の図書館というのは、その中でも特に皆さんが行きやすい場所、そしていろいろなボランティアの人たちが今の現在の状況でもされているわけですから、より活性化した開放になろうかと考えております。

大井淳一朗委員　方向性としては望ましいんですが、懸念の声として、児童の安全とかには、どのように図っていくのかという指摘がありましたが、その点についてはどう対応していくのでしょうか。

江澤教育長　児童の安全は、もちろん極めて重要なことでございます。現在でもそこの学校に入っていただく方は名前を書いて入っていただくということになってますし、地域連携室のようなものがあるところでもやはり誰が入ってどういうふうに利用しているかというのは、透明性をもって分かるようにしておりますから、そこは

各学校とも最低限そういうことになろうかと思います。

河野朋子委員長　図書館の一般開放というのと少しイメージがまた中身が違ってきたかなというふうに。さっきの進入口の件なんですけど、侵入路が現在ある校門のところから入るということになってますよね。歩車分離で、塀を作るとか対策は考えられると思いますけど、最近いろんな事故が多く発生してますので、なるべくそういった事故のリスクというか、危険なものはやっぱり排除していくべきだというところから考えるとすごくこの通学路について懸念がやっぱりあるのかなと思うわけですよね。これ自体さっき右側から出入りをするような、これそういうことでしょう、複合施設棟の横に、右隣に駐車場があって、あそこの矢印は出入りができるような矢印ですかね、そういう意味ですかね。

尾山教育総務課長　そうでございます。

河野朋子委員長　あそこから完全な入り口にして、複合施設を左側にこう移動させて右側を駐車スペースとかってそういうことは今から可能なんですか。意味分かりますかね。施設を今ある校門のところから入るようになってますよね。あの複合施設に、入ったらすぐ右に駐車場がありますよね。そういう設計になってますが、施設自体をもう、複合施設の建物自体を今の駐車場のところぐらいまで移動させて駐車場を右端に集約するとか、そういったことが今後できるのかどうか、ちょっと確認なんですけど。で、出入口を右から入るとかもうとにかく全く別にするというようなことは可能なのかどうかをちょっと聞いてるわけです。

尾山教育総務課長　今、複合施設の国道側がもう余り余裕がない、建物と擁壁が、国道側が擁壁なんですけど、建物の角っこと擁壁のところがそんなにスペースが空いているわけではない状態で、そのまま左にずらすとちょっと擁壁の上に乗っかってしまうというようなことになりますから、もしそういうふうな対策を講じるということを前提にするならば、この建物の絵を変える必要が出てくるということになります。そういうことが可能と、できることになればですね、それは駐車場を両サイドに設けるんじゃなくて、右側に集約させるということは可能だろうとは思いま

す。

河野朋子委員長　それを含めて聞いてるわけですけど、そういうことも今の時点では可能ですかということです。

尾山教育総務課長　絵はまだこれに決まってませんので、修正可能ですから可能性としてはあります。

河野朋子委員長　分かりました。そこだけ確認したかったんです。ありがとうございます。

大井淳一朗委員　その手の関連で結局河野委員長がおっしゃるのが、今ある入口のすぐ上に入るところありますよね、右に入るところ、そこがネックだと思うんですよ。それがあるがために複合施設を使われる方も学校の入口を使うということですから、そこも含めて言われてるんですので、絵をですね、変えられるのであれば、そうしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

和西社会教育課長　今からの話なんですが、ただ駐車場の問題がありまして、学校側の駐車場を止めた方が、どのように複合施設に流れていくかという辺りも、ちょっとよく考えて今の案については、これから先考えていかないといけないのかなと思います。

河野朋子委員長　利用者のそういった利便性とかいろんなことも分かるんですけど、とにかくちょっと懸念が、児童生徒と公民館利用者の人たちが同じ道路を通って、通学、あるいはそこに行く人たちが可能性としてかなり高いし、今いろんなところで起きてる高齢者の運転による事故とかそういったことを考えたときに、そういうリスクを少しでも減らしてほしいという思いで、ここは重ねて確認したかっただけですので、そういった気持ちですが。

江澤教育長　警察とか通学路、まあ信号がどこにあって、どういうふうな状況かとか、そ

ういうことも専門家の意見を聴きながら今の御意見、まあここにどっちみち入口は、複合施設は、法律上二つ要るそうなんですが、通常の入口として右側をということだと思うんです。そのことをそういう専門家の方々と協議したいと思います。

笹木慶之委員　先ほどからもいろいろありますが、要は今、図面を描いておられるのは、一つのあくまで配置案ですよね。これを基に一番冒頭に言われましたが、1ページに書いてある埴生地区公共施設建設委員会（仮称）となってますが、これでしっかり練られるわけですね。この方々は、日頃利用されたり、いろんな面で関係が非常に深い方々ですから、細かいことまで分かると思うんですがね。だから要はそういった方々の意見を基にして、今先ほど来から話があるように、その辺は柔軟な対応をするということが前提ですよね。それから通学路の問題については、その下の通学路の安全確保というのがありますから、これもしっかりした関係者の会議があるわけですから、そこで具体的な議論がされて、そして今の公共施設建設委員会とすり合わせをすればですね、より安全でいいものができると思いますので、それを今からされるわけでしょう。これはやっぱりしっかりされたほうがいいと思いますね。ということですね。

江澤教育長　この4月からここの地区の埴生小、埴生中、津布田小にも地域運営協議会、コミュニティスクールとなって、保護者、地域の方、教員が集まって、学校のいろんな運営方針を決定する、そういうことができます。そういう方々を中心に、この建設委員会を立ち上げたいと。そしてまた公民館の利用の方々の利用団体の方にもそこに入ってもらって、立ち上げたいと考えております。そしてその委員会には、プロポーザルの基本設計等をする人たちも入って、そこで練っていきたいと考えております。以上です。

大井淳一朗委員　この複合施設並びに学校の小中連携の計画というか、意見交換会が進む中で、地域と保護者がちょっとうまくいかなかったということが実際ありました。その反省の下で作られているところもあると思うのですが、今後ですね、この建設委員会がきちっと機能していくためにどのように考えていかれるのか、こ

の点についてお答えください。

江澤教育長　その委員の選び方というのは、本当に難しいところだというふうに思いますが、先ほど言いましたように、運営協議会が立ち上がります。それは学校の保護者や地域の方、学識経験者の方、そういう方が集まって、15から20人前後の方々から成るそういった協議会なんですが、そこではいろんなことを話し合われるわけで、本当に学校の姿をそこで決定するような場所な委員会なわけです。その方々にまた建設委員会のほうに出ていただく人たちを選んでいただいて、そこに何人かずつ入っていただくという形で、学校のことを考える委員会と、この建設委員会とそこに意識の差がおきないように、そしてPTAの方もちゃんと保護者の方も地域の方もしっかり意見が言え、そしてどういうことを言ったかということが、またそれぞれの方々に戻るように努めたいと今は考えております。

河﨑平男委員　4ページですが、農地購入を予定されておる、埴生小中の購入と複合施設等の農地、これについては農振地域じゃないんでしょう。これ白地か何かじゃから。

尾山教育総務課長　学校用地とする北側の予定地は、6筆あるんですけども、そのうち2筆が農振地域でございます。

河﨑平男委員　農地転用をされるときには、これ見ると、委託に出されるんですか。

尾山教育総務課長　まず3ページのスケジュール表を見ていただきたいと思います。3ページの1番、農業振興地域農用地除外、これが河﨑委員さんのほうで御質問のことでございまして、予算が可決していただきましたら、市の農林水産課を通じて、県のほうにこの指定除外の申請をさせていただくというスケジュールにしております。これについての必要書類というのは、職員のほうで作成するように、できる内容でございますので、そのように考えております。

河﨑平男委員　それで農地転用をする場合、面積とかが関係するんじゃないかと思う

んですが、結構これを見ると5，000平米以上ありますよね。農政局との調整が必要になってくると思うんですよ。農業会議だけでよろしいんですか。

臼井社会教育課主査兼青少年係長　農政局協議になるのは、4ヘク以上でございます。それ以下が県でございます。

河﨑平男委員　極力ですね、その農地転用についての業務は大変だと思いますが、早め早めのですね、事前協議をされてですね、遺漏のないようにお願いできたらというふうに考えます。

河野朋子委員長　本会議場で、結構いろいろ議員から質問が出たり、今後もうちょっと調査していかなくちゃいけないというようなことを委員長報告を受けて、委員長としてもそういう発言をしましたので、この細かい中身となりますと、実際予算のほうの審査との関係もありますので、今回そういったところで少し質疑をしていただいて、細かいことは今後一般会計の予算のほうでしていきますので、そういうところで少し質問をお願いします。

大井淳一朗委員　これは一般質問を含めて再三言われていることです。当初は、青年の家で再編を考えていたが、それが学校の小中連携と合わせて一体として今、計画が進められようとしています。そのように変わった理由というのはどこにあるのかということを、もう一度明確にしていただければと思います。

芳司総合政策部長　3月議会初日の委員長報告を受けての議員からの質問について、私も聞いておりましたが、基本的にまず合意形成が、これで良かったのかというふうなことがあろうかというふうに思っております。まず整理しておきたいのが、今回の埴生地区の公共施設の再編につきましては、前回1月18日の委員会でも御説明をいたしましたけれど、23年度に著しく老朽化の激しい山陽地区の公共施設の再編というか、老朽化対策ということがまずあったというふうに捉えております。もちろん合併特例債を活用しながらということであったというふうに思っております。24年3月の最初の地元への提案以降、なかなかその方向性、特

に場所についてまとまらない中で、それを受けて24年度には地元の団体による協議会も実はあったということでございます。通常何かこういうふうな計画であるとか構想を協議する際は、そういった団体の代表者による協議会を踏まえていろいろな方向性を固めていくというふうなのが、定石と言えば定石ではございますけれど、そういうふうなことを24年度に地元でもされたけれど、やはり結論が出なかったと。あくまでそれぞれの主張が平行線であったということを受けて、25年度から市長が私どもと一緒に参りまして、約2年にわたって地元との意見交換会という形を取ってきたわけでございます。現実的にですね、こういう公共施設の整備につきましては、一定の地元合意ということは当然必要というふうに考えております。なかなかそういうふうなまとめることが難しい地域において、一定の地元合意を得ながら、方向性をまとめていくということに関しましては、今回の手法がベストかどうかと言うと、これは何とも言えないですけども、今でき得る形とすればベターな手法であったというふうに私どもは捉えております。もちろん意見交換会で、種々御意見をいただいてきたわけですけれど、そういったものを踏まえて庁内での協議も経てこういった政策形成の過程をしたということでございます。当初青年の家の敷地にですね、再編をしたいということを24年の3月のとき、それからちょうど1年前、27年の3月の段階でも私どものほうは、地元に対して提案をさせていただいたところですが、急に変わったということでは決してございません。一般質問でもございましたけれど、この地域を主として危険地域というふうに捉えているのかということに対しましては、回答したとおりなんですが、河川改修であるとか、護岸工事も、今進めているところでございますので、危険という認識は、市としてはございません。ただ想定外の災害が昨今日本全国で起こっている、そういったことを受けて、地元のほうが非常に、どうしても不安感が拭えないということはあったというふうに思っております。そういった実際利用されるであろう地元の方の不安感がある中で、市として強行的にここに整備しますというふうな押し付けは、やはり避けるべきであったというふうなこともございまして、最終的に教育関係との連携、こういったことも今後重視していこうという全体協議の中で、今回中学校の敷地の隣接地に整備をしていこうという方向に至ったということでございます。

大井淳一朗委員　今のお話だと公共施設は、190号線、旧2号線よりは南に建てないという、危険だからという意味ではなくて、防災上そういった想定外のことも考えるということで不安感があると。そうした理由が一つ。もう一点は、多分これも挙げられてたと思うんですが、今の埴生の支所より西側に行くことに対する抵抗感というのもあったと。その2点が大きな理由ということでよろしいでしょうか。

芳司総合政策部長　そのとおりでございます。

河野朋子委員長　今回の手法がベターというふうに言われましたけど、今後いろんなことを、市民合意、合意形成考えられる中で、そういった方法を積極的に取り入れていくという考えというふうに受けてよろしいですか。

芳司総合政策部長　今後も将来にわたって市としていろんな事業を展開していく中で、いろんな手法があろうかというふうに思っております。まず庁内で、地元からの要請もあるかと思うんですけれど、まずは様々な行政課題に対して、庁内で十分な協議をしながら、まず素案を作る。それからそれを利用者であるとか地域コミュニティ施設であれば、地元の皆さんに対して、それをまず提示していく、提案していくと。そういった作業を通して、ある程度利用される方の了解、合意も得ながら最終案として固めて最終的にはその予算案を議会のほうに提出するというふうな手法であろうというふうに思っております。ただ今回山陽地区と言いましても、厚狭と埴生におきまして、大きくやり方というのは違いがあったというふうに思っております。ただこれにつきましては、ほぼ同じ時期にですね、24年の3月にほぼ同時期に厚狭と埴生に対して、同じような形で提案をしてそこで地元の受けとめ方というか、反応が大きく異なったということで、それぞれの取った手法が異なってきたと。最終的にはより良い形での合意形成を目指したということでは違いはないんですけれど、その過程においては違いが生じたということは致し方ないのかなというふうに思っております。

中島好人副委員長　最初ね、提案から平行線で決まらないという中で、参加者の中で決められてきたちゅうかね、となると会場は全部公民館でしょう。ですからそこの

近所の人が集まってきて、遠くに行くのは嫌だと。そこでそこの合意が得られるのは、考え方によっては当然だというふうになるんですね。だからやっぱしほかの人たち、来ない人たちの意見はどうだったのかという点も把握しようとしたのか、何らかのそこの手を打ったのかどうか、その点はどうですか。

芳司総合政策部長　参加者の方が必ずしも公民館の周辺であったというふうには考えておりません。福田地区のほうから来られた方、埴生、恐らく全域になろうかと思うんですが、決して公民館周辺だけではなかったということはまず申し上げておきたいと思います。それとあの場だけの意見ということではなくして、25年の10月からこの意見交換会を開始するに当たりましては、その前の夏の時期、7月から8月にかけて、全自治会長さん、それと全地域団体の代表の方に対して、そういう状況というのは、もちろん御存じだったというふうに思っておりますので、今後意見交換会を開催するに当たって、自由意見で構わないということで、それぞれの思いであるとか、考え方というのをお示しいただきたいということで、アンケートも取っております。その内容については前回1月の委員会でもお配りしたとおりなんですが、特に整備場所につきましては、現在の公民館、支所の場所がいいであるとか、中学校のところ、学校との隣接もありましたし、青年の家がいいというのもあった。それから山陽オートの駐車場を使ったらどうかとか、大体そういう、四つ、五つぐらいのですね、具体的な提案というのももちろんありましたし、この意見交換会の中でも、そういった候補地というか、ここがいいんではないかという意見は全てほぼ出ていたというふうに考えておりますので、私どもとすれば、こういった意見交換会で、ある程度の地元の意向というか、考え方、思いというのは出たというふうに考えております。

中島好人副委員長　まだそういう方向転換してからのね、調整ちゅうか、意見の収集にはまだ弱かったという点はあるし、今までの技法として、市が進めてきたのは、かなり財政面を強調してね、ここで財政の状況が出ましたけれど、18億6，500万と、もう一つは8億何がしやったですかね、そういうところがこの度出てきてるわけですけれども、当初の計画だったら、大体財政的にどんぐらいだったらという点は、試算はされてるんでしょうか。

芳司総合政策部長　きちっとした形でですね、全くこれとこれの比較、どっちを選ぶのかというふうな比較ではございません。当初25年度の段階で、あくまで青年の家のほうに整備をしようという考えの中では、今の研修棟の辺りを中心に一定のコミュニティ施設を整備しようということで、簡単な試算等はもちろんさせていただいております。ただ全てにわたってということではないんですが、その段階では、大体土木関係とかも含めて、4億から5億ぐらいかなというふうに捉えております。ただその後地元の方々の不安感を解消するために、例えば施設部分は、土地をかさ上げするとかですね、さらに交流拠点として、公園の整備等も含めていくとかいうことを含めていけば、恐らくもう数億の上乗せになるのではないかというふうに考えております。ただそこまでの具体的な試算というのは、実はしておりません。もちろん建築関係だけ捉えてもですね、最終的に11月の段階で、先ほど図面もお示ししておりますけれど、ああいう形で整備をしていこうということであれば、その建築関係自体は、余り金額は変わらないと思うんですね。そうなってくると何が違うかっていうと、恐らく土木関係、これは土地の購入費も含めてですね、土木関係の辺で違いが出てくるのかなというふうには、考えております。そういうことを含めれば、仮に青年の家の敷地のほうで、整備をするとした場合に、どこまで整備するかというのも実はあるんですね。そこまで考えていくと、もしかすると青年の家のほうで整備をした場合は、ただ建物だけきれいになったということでは、恐らく済まないと思いますので、周辺の整備等も踏まえれば、もしかするとそちらのほうが、経費的には高く付く可能性も十分考えられるのではないかというふうに考えております。

中島好人副委員長　かさ上げの関係でですね、あれはどのぐらい費用を掛けて、まだ途中だと思うんですけど、そういう計画は御存じですか。かさ上げ、津波対策ちゅうか。

芳司総合政策部長　済みません。今資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

中島好人副委員長　今後そういった建設委員会を立ち上げる、先ほど15名か20名、多くの人の中でちゅうことですけども、これは本当は場所の変更も有りの検討会になるんですか。ちょっと駐車場が右から左からちゅう範囲の検討委員会になるんですか。

江澤教育長　その検討委員会は、基本的に図4にあります、この敷地内にどういうふうに配置するかと、どういう建物を造るか、したがって場所自身をどこかに移動するとか、そういう検討は含まれてない。その複合施設の形、その位置をちょっと右にするとか、児童棟の位置とか、児童棟のレイアウトとか、駐車場のレイアウトとか、そういったことを検討する委員会と理解しております。

河野朋子委員長　予算で議案が可決されれば、この案になりますので、その後のことですから、それはそれで。

笹木慶之委員　今のところが非常に大事と思うんですよね。確かに教育委員会、執行部は、そういう気持ちでこの委員会を開催されて、議論をしてもらうと。委員さんは、先ほど教育長のほうから言われたように、無作為にですね、それなりのいろんな識見者が出られてということになります。ですが出られたメンバーはね、必ず一番最初に議論するのは、この建設用地のところから入っていくと思いますよ。入っていくことに対して、それは駄目だとは絶対言えない状態。もし仮にいろいろ意見があるならばね、と私は思います。そのときに教育委員会はそれをどう受け止めるかということになってくるケースもあり得ると思うんです。そこのところはどうなんですか。

江澤教育長　今の教育委員会とすれば、そういうことは余り考えておりません。それはもし議決いただいたならば、購入予定地のいろいろな手続等を進めていくわけで、いつ頃建設委員会を立ち上げるか、建設委員会はあくまでも基本構想、この棟のレイアウトとか、駐車場のレイアウトとかそういったものを建設において検討する委員会と位置付けております。

笹木慶之委員　教育委員会の位置付けはよく分かります。分かりますが、会議というのは、開催する側と委員がおられての話になるわけで、もしそこでそうじゃないよ、こうだよという今の現地の問題でね、これは私どもがどうこういうわけじゃないですよ。仮にそういうことになったときに、なったときに、これじゃ会議が進められんじゃないですかということに、もし今までのいろんな話が、それが本当に混濁しておるならばね、そういうことも考えられんことはないと思うんです。要はそのときの姿勢ですよ。そのときに、いやいやそれは駄目だとはね付けるのか、それとも、そこまでおっしゃるんだったらということになるのかですね、私も直に、この間本会議の中で、いろいろ意見がありました。それを直に私がそれほどのことは聞いておりませんから、私自身はそれほどでもないというふうに思ってるんですが、しかしそうでないというふうに思っておられる方もおられるわけですね。今の青年の家のところにうんぬんというふうにこだわっておられる方もおられるわけで、しかしそれは、御本人がこだわってるんじゃなしに、そういう意見があるよということを言っておられるというふうに受け止めるならばね、もしこの委員会を開催したときにそういうことが起こり得るということも想定内に入れておくべきじゃないかと思うんです。そのときにどのように対応されますかということを聞いてるんです。

江澤教育長　この位置に、ほぼこの購入予定地を購入して、こういう目的で、このような形のものを造るというのは、2年間の埴生地区の全住民対象の意見交換会の一つの合意としてなされたものでございます。それは最大限尊重すべきものと我々は考えております。したがってその合意事項を白紙に戻すような、又はそれと違ったような提案をされたとしたら、また元に戻るわけですから、それはやはり良識を持って、その合意事項を尊重してくださいとお願いする、そういう立場になろうと思います。

笹木慶之委員　最後ですが、これから先は予算委員会がありますからね、聞きませんが、ただそこまでは聞いておきませんと、次の片方の委員会のこともありますし、やっぱり教育長がおっしゃることもよく分かります。分かりますが、これは私どもが勝手に決めるわけではないですから、執行部がどういう姿勢で臨まれるかということをね、確認しておくことが大事と思いましたから、一応お尋ねしたわけです。

大井淳一朗委員　これも本会議で出たことなんですけれども、市長が意見交換会で、旧2号線より南に公共施設は建てませんと打ち出しました。このことはいろいろな懸念の声を配慮した言葉かもしれませんが、それを聞くとですね、そこに住んでいる人はどうなるのかとかですね、そういったほかの公共施設の基準は、整合性が取れないのではないかといった指摘がですね、本会議でなされたんですが、そのことについてはどうでしょうか。

芳司総合政策部長　今回市長の意見交換会でのそういった発言の中で、これはホームページのほうで会議録としても公開をしてるんですけれど、190号線より南に公共施設は建てない、整備しないと。ここで言う公共施設というのは、決して将来的にということではなくして、今回の再編に伴う整備施設というふうに捉えていただきたいというふうに考えております。先ほど申しましたけれど、今回の整備は、190号線より南にはしないと。あくまで、ということでございますので、この地域が危険という認識は市としてはありません。

岡山明委員　笹木さんと同じような形なんですけど、今後公共施設建設委員会を作るということで、先ほどずっと委員会で最初のほうの部分は入口が何とかっていう話をしたんですけど、この話が建設委員会に反映されるかどうかと、今の話を聞くと、どうも建屋自体のほうの形で、その位置の変更は掛けられないというような感じで、印象を私は受けたんですけど、その辺は、じゃあ今まで、この総務委員会で話した国道から入ってくる道うんぬんという、そこはどこか反映されるんですかね。

江澤教育長　この敷地の利用方法が、入口もそこに入ると思うんですが、それも当然議論されます。したがってそこの検討委員会、保護者の方もおられるわけです。どういう道から入っていくかとか、そういうことも議論されると思います。

河﨑平男委員　埴生地区の公共施設再編事業についてはですね、今後の埴生地域のまちづくりについては、大変重要な公共施設になると思います。そのために

今後はですね、この配置図は、ほぼ合意形成が決まった中で、今後予算として提案されるんですが、埴生地域の方のですね、意見をよく聴いていただいて、みんなでより良いものに作りあげていくということが、一番ベターであります。そういった中で地域の方も子供たちのために応援するというようなことも聞いておりますしですね、その辺でよくなるようにお願いできたらというふうに考えます。これ要望意見です。

大井淳一朗委員　これも本会議で出されたことなんですけども、こうした従来は青年の家で進められたことが、学校の小中連携と一緒になったということは、重大な政策変更であると。こういったことがきちっと庁議等でですね、そういったプロセスを経た上でなされたものなのかといったような意見があったんですが、この点についてはいかがでしょうか。

芳司総合政策部長　特に庁議の中では、取り上げてはおりません。ただ関係する部署、企画、財政あるいは教育委員会ですね、あと児童クラブ室というものも小学校の整備と合わせて出てきましたので、こども福祉課等とは、あとは埴生支所も含めてですけれど、関係部署との協議というのは、当然してまいりましたし、最終的には市長との協議を何回もする中でまとめたものでございます。青年の家の敷地のほうに整備をしていこうかという提案をしたことに対しましては、単純によく議員が言われるのは、せっかく市の土地があるのにそこを活用しない手はないということもあろうかというふうに思っております。当初の提案については、そういったこともありましたし、もう一つですね、第1次総合計画の中で、市内で二つの都市核、それから二つの地域交流拠点というのを設けております。埴生地区は、その一つ、地域交流拠点として位置付けをしているところでございます。そういったこともあって、あの土地を活用する中で、校区だけではなくしてですね、市内外からの交流拠点の位置づけとしての整備であるとか、位置付けができないかということももちろんございました。たださまざまな地元の皆さんの御意見を聴く中で、それはそれとしてもう一つ地域のコミュニティ施設としてのきちんとした整備というか、これが恐らくかなり強く求められたものというふうに捉えております。そういった意味では、学校との連携というのは非常に重要な取組になるとい

うふうに捉えておりますので、今回のこういうふうな形で最終的には、今、まとめているということでございます。ただ青年の家の敷地を今後どういうふうに活用していくのかというのは、当然大きな課題になろうかというふうに思っておりますし、私ども1年前に提案した段階では、いわゆるスポーツゾーンであるとか、憩いのゾーン、隣の糸根の地区公園もありますので、そういった憩いのゾーンというふうな活用も踏まえてという提案をさせていただいたわけですけれど、そういったことも含めて、今後青年の家の、まだ決まってはおりませんけれども、跡地利用というか、あの一体の活用についてはまた、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

中島好人副委員長　最初にね、青年の家にというふうに思ったのは、ただ単に、工事施設だけじゃなくて、いろんな絵を描いたと思うんですよね。だから僕もちょっと提案しようと思ったんだけども、やっぱりあそこの広大な土地を活用していろいろなイメージが浮かぶんですよね。やっぱりそれをただね、危険地域ではない、護岸整備もされてきて、人口もだんだん西側のほうに、人口統計見ても広がっていくという。先ほど下関との交流地点としての役割とかですね、やっぱりそこの全体像ですね、山陽小野田市の全体像としてどう位置付けていくのかという観点からですね、やはり姿勢を貫くということもある意味じゃ大切な点じゃないかと。だからそこには今後使うと言うけれども、合併特例債をね、活用できるチャンスにね、僕はひとつ今の状況を進めるなら、逃したことにもつながるんじゃないかなというふうに思うんですよね。だからこの今まで貫いてきた行政手法というか、そういう方向が、ここにきてね、参加者のところで決めて、それが合意だというやり方自体が僕は今ひとつ納得がいかないという点ではありますけどね。

河野朋子委員長　本会議場で委員長報告に対して議員から出た意見の大方が今のような指摘で、結構疑問がかなり出たからあれだけ質問が出たと思うんですよね。今こういろいろ言われる中で、あれがまあ一番最善とは言わないにしても、ベターだというふうに、何かいかにも自信を持って言われてるんですけども、実際でも本当にあれだけ反論があったり、疑問が出たということを本当にどう捉えているのかと思うわけですよ。やったほうは間違いないですよって言ったんだけど、

受けた側というか、議員もいろんな市民の声を受けてああいうふうに言われてると思いますし、そうじゃない意見もあるけれども、それだけの疑問の声が上がったということに対して、相変わらず、いやあれが一番でした、あれが一番もう良かったんですよということを繰り返されること自体、今後行政はどういう姿勢で行くのかっていうのに、私たちもちょっと委員会としても少し疑問があったので今回改めて説明を受けたんですけども、それでもやはり同じような答弁だったので、本当にこれだけ異論がある中で、それを自信を持ってそこまで言えるのかということです。それをちょっと確認したいんですけど、どうなんですか。同じ答弁をずっと聞かされて、もう一般質問でもずっと聞いてますので、答弁はずっと同じことの繰り返しなんですけど、それに対していろいろ反論があったり、疑問の声が上がってるということに対しては、どのように受け止めておられるのか、今後本当にどうしようと思っているのか、また同じことがあったときに、同じようなことをやりますよというのか、その辺が不安だからいろいろまだ皆さんちょっと首をかしげてらっしゃると思うんですけど、その辺がちょっとはっきり聞きたいというところです。本音です。済みません。

芳司総合政策部長　いろんな御意見が議員さんのほうからもあるというのは承知しておりますし、そういった御意見がこれまで過去何年間か私も埴生のほうに随分通って、この意見交換会だけでも2年間通ったわけですけれど、そういった中でもお聞きした意見と同じようなものもたくさんありましたので、特に青年の家の活用であるとかですね、こういったことも含めて、いろいろお聞きしたことをまた今回改めて議員さんのほうから御指摘をいただいているというふうに捉えております。ただそういった多様な御意見をずっと聴いていく中で、この埴生地域において、今回合併特例債を活用する中で、地域のコミュニティ施設をきちんと整備していこうという形を作っていかないといけない中では、埴生地域においては、この手法で地元の合意を得ながら、方向性をまとめていくということしかできなかったというふうに、やはり私自信は考えておりますので、言われたから、ああそうですねということでは決してない。十分かなりの時間を掛けて、ここまで市としても今回の政策形成といえば、政策形成なんですけれど、結論に至っておりますので、その考え方を改めてまた変えるということはないというふうに私は考えておりま

す。

江澤教育長　行政が示した案が変更になったと。行政が示した案をそのまま突き進む。又はそれが理解してもらえないならそれを理解してもらうように努めて努力していくと。そういうことが必要じゃないのかと言われているのかもしれませんが、やはりこれは埴生地区の方のコミュニティ施設が非常に重要な場所、用途のものでと思います。そしてそれを地元の人の意見を聴いて、それがなかなかまとまっていないところがだんだんまとまってきて、こういう形になってきたわけで、やはりその地元の人の意見をどれだけ聴くか、個々の人の意見をどれだけ聴いて、それを、じゃあそれが行政として実際に可能かどうかと、可能でないことは提案しないわけですから、可能かどうかということをぎりぎりのところで考えて、こういう実現可能な案が出来上がったわけでございます。ですから地域の言われることをそのままうのみにするとか、そういうことではなくて、それを参考にしてじゃあそれが実現するのはどれぐらい可能なのかということも考えながらでございます。一番重要なのは、埴生地区の住民の方々、大多数の方々の意見はどうなのかということだろうと思います。我々はその大多数の方の意見がここにあるというふうに思っているわけで、そこが違うとやはりちょっと議論外れると思うんですが、我々はまあそういうふうに考えております。

大井淳一朗委員　少し細かいことなんですが、財源の問題で、地域活性化の交付金の話が出ました。これは昔厚狭の複合施設でも少し問題になった、ちょっと期限的なものがあるのかどうか、それをちょっと確認しときたいと思います。

川地総合政策部次長兼企画課長　先ほど埴生地区では、児童館のほうについては、合併特例債ではなくて、地域活性化事業債というのを充てるというふうに社会教育課さんのほうで説明されたんですが、これに関しましては、合併特例債を全額活用する中で、ほかに有利な起債がないかということをいろいろ探しまして、地域活性化事業債は、90％充当の交付税参入30％なんですけれども、少しでも交付税措置のある有利なやつを合併特例債以外に活用できないかということで検討した結果、この児童クラブに関しては、地域活性化事業債を充てよう

というふうな判断をいたしたところでございます。

大井淳一朗委員　そうしますと厚狭の複合施設で少し問題になった中山間の交付金とは、あれとはまた別物ということですね。

川地総合政策部次長兼企画課長　あちらのほうは中山間の県の補助金でございます。

河野朋子委員長　その財源はいいですかね。ほかに。大体もう皆さんいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。これは先ほども言いましたけれど、予算に関しては、一般会計のほうに出されますので、ちょっとこの委員会としては、少し調査を続けたいということで、今日時間をとっていただきましてありがとうございました。以上で終わりたいと思います。お疲れさまでした。

（執行部退場）

河野朋子委員長　それでは引き続き審査事項の最後になります閉会中の調査事項について審議いたします。今お手元にあります調査事項項目、これについて何か追加するものがあれば。

大井淳一朗委員　今日配られました教育活動の評価と検証ということで、厚陽小中についてありました。私も以前委員会で、話しましたように厚陽小中の総括、それを踏まえて、埴生がどうなるか分かりませんが、それについても合わせて検証すべきじゃないかということを言いました。したがいまして閉会中の継続調査事項といたしまして、施設一体型小中連携校ですかね、そのことについて検討していただければと思います。

河野朋子委員長　今そのような意見が出ましたが皆さんいかがですか。今日ちょっと配られました評価と検証というのは、学校から出されたものだそうですけれども、こういったことも委員会で調査すべきじゃないかというような、埴生の件もあります

ので、(発言する者あり)そのまま入れますか。

大井淳一朗委員　私が言ったのは、施設一体型小中連携校ですかね。

河野朋子委員長　表現は別として、今のような内容を入れるということでいいですか。施設一体型小中連携校についてというような内容でいいですかね。(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)(3)にしますか。では(3)に加えてください。ほかに何かありますか。

中島好人副委員長　今、大井さんのほうからあったのは、小中の連携校ですね、例えばよ、小中一体校をやっている学校があって、そこに一体校ってどういうところかというときには、そこに現地に行ったりというときには対応はこれ入るんかね。

大井淳一朗委員　文字どおりに捉えると義務教育学校とこの施設一体型小中連携校は、異なるものですので難しいかとは思われますけれども、こういうのって執行を相手に、厳密には難しいなと個人的には思います。笹木さんが言われるようにね。

笹木慶之委員　入口はこれでやっていく中でね、やっぱりこういったところもあるんだなということになってそこで進化していくんだったらいいけど、今いきなりは無理と思うよ。やっぱり全然ベースが違うからね。

河野朋子委員長　特に厚陽につきましては、この間そういった検証とか、評価を委員会としてしていませんし、今後埴生の件もありますので、今タイムリーではあると思いますので、具体的にやはり施設一体型小中連携校についてというふうに挙げておいて、そのことをまずやっていくというふうにしたらいかがでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)いいですか。じゃあ(3)にそれを加えていただきます。ほかにありますか。じゃあこのように継続の調査事項については決めたいと思います。一応審査は以上で終わりますが、ほかに特にはないですね。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは委員会を閉じたいと思います。お疲れさまです。

午後4時42分閉会

平成28年(2016年)3月10日

総務文教常任委員長　河　野　朋　子